

平成28年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

平成28年9月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 議案第61号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 議案第62号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例

1. 議案第63号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第64号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

1. 議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について

1. 議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

1. 議案第67号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

1. 議案第68号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

1. 議案第69号 平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1. 認定第1号 平成27年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	企画財政課長 兼参事	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者兼 会計課長	佐々木健一君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長兼 給食センター所長	木村敬君
生涯学習課長	藤崎義和君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） ここで、開会前にお知らせしておきます。後藤洋一議員から遅参の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続きかねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

5番大友啓一君、一般質問席に登壇願います。

〔5番 大友啓一君登壇〕

○5番（大友啓一君） おはようございます。

夕べの雨足の音を聞いて、寝ながらまた水かさをまして、きょうの一般質問も水に流されるのかなと心配しておりましたけれども、安心しました。

それでは、改めまして5番大友でございます。

議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。素朴な質問でございますので、町長のほうも簡単にお答えいただければと思っております。

まず、国は都道府県ごとに目標を設定して、米の生産量を調整する減反政策を2年後に廃止し、2018年産からは農家や農協など農業団体の判断に任せる仕組みに改めるということであります。減反政策が始まってから四十五、六年経過し、約半世紀近くになります。しかし、この生産調整がなくなれば、農家は自由に米を大量生産できるようになると。そうすると、平均取引価格が下がり、結果、米価の下落にもつながっていくのではないかと危惧しております。それによってやむなく廃業せざる農家も出てくる事態も考えられると思っておりますが、廃止を伴うところの町長の所見を伺います。また、県は7月にみやぎ米ブランド化戦略を発足し、2年後に本格デビューする新品種東北210号の品種名決定や、全国初の玄米食専用品種「金のいぶき」のブランドコンセプト作成などを行うとしております。

県は、将来的に家庭向け高価格帯として東北210号とプレミアムひとめぼれ、それに加えてササニシキを3本柱に据え、そして家庭用兼業務用として環境保全米ひとめぼれで取り組む方針であります。

鳴子の米「ゆきむすび」と大崎の「ささ結」、「金のいぶき」などは、これは地域限定と位置づけております。こういったこれからの状況を鑑みて、涌谷町はこの取り組みに対してどう今後進めていくのか伺います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） おはようございます。きょうも大変お世話になります。

それでは、5番大友啓一議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問項目1、減反廃止後の米政策についてでございますが、この減反政策、質問者おっしゃるとおり、もう半世紀にもなろうとしております。私も高校卒業以来、農家の長男としてこの農業政策、特に減反政策あるいは生産調整に関しまして、深くかかわってまいりました。特に、米の値段、いわゆる米価闘争に盛んに明け暮れた時代がございまして、我々のつくった米が何で不当に生産費を賄うことができないんだらうかということもいろいろ訴えてまいりました。その中で、一つの手段として米の出庫措置を行いました。中島の連倉に大型トラックが入りまして、200俵の米を積んだやつをストップかけて、全部おろさせたことがございます。各倉庫に行って、そうした強制手段もとりました。アメリカ大使館の座り込みもしました。また、塩釜港に韓国米が入ったときも入港阻止もした経過もございます。そういった中で今の農業情勢、これから農業で生きる者、そしてまた今までなりわいとしてきた者にとりまして、大変将来が案じられる。その中にあっても、皆さん方とともにこの農業農村地域を守らなきゃならないという強い思いでおります。

それでは、お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成30年度から米の生産数量配分がなくなるとのことでございますが、これは需給調整が廃止されるものではなく、国は全体の需給について必要な見通しを明らかにすることに加え、よりきめの細かい県レベルでの販売進捗や価格情報等を提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者の販売戦略が的確に行われるようにするとのことでございます。あくまで数量の確認は、行政が入るということとなります。また、経営所得安定対策の助成事業の中の水稻作付に対する米の直接支払交付金も、平成30年度から廃止されることになっております。この水稻作付に対する米の直接支払交付金、この用語は政策ごとに色が変わっておりまして、私も非常にこれは何だろうということで調べたんですが、いわゆる民主党政権時代の米所得補償方式の言いかえでございます。ただし、転作部分の助成事業である水田活用の直接支払交付金、これも長たらしい名前ですが、簡単に申し上げれば減反奨励金というような形になります。生産数量目標の達成感にかかわらず支援を行っているものであり、米の直接支払交付金と一緒に廃止されるような性格の交付金じゃないためというふうにつかんでおります。

涌谷地域におきましては、ことし8月末現在で国からの配分数量よりも約100ヘクタールの転作超過、またJAみどりの管内でも約270ヘクタールの転作超過となっている状況でございます。生産数量配分が全廃されても、県から市町村への生産数量配分を行うことが検討されておりますし、涌谷地域の特に東、箕岳地区の営農状況は、麦、大豆、飼料作物の生産体制が整備されていることや、水田活用の直接支払交付金も継続されることから、生産数量配分が廃止された場合でも全ての農家が水稻生産に向くことは考えにくく、西地区の基盤整備未整備地でも飼料用米などで生産数量を調整できておりますことから、水稻生産での米の供給過剰による米価下落にはつながらないものと考えております。TPPの影響はあるかと思えます。

また、米価下落への対応といたしましては、売れる米づくりを目標に新品種の導入や既存の品種の販売戦略等もＪＡや県、または関係団体と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の県のみやぎ米ブランド戦略にどう取り組んでいくのかについてですが、みやぎ米は本県農業の基幹作物であり、国の主食用米の約５％を占めておりますが、米の消費量の減少に伴い、米の生産県においては新品種の導入によるブランド化への取り組みが増加しており、産地間競争が一層激しくなっている状況がございます。今後、みやぎ米の生産流通を推進していくためには、消費者の嗜好の変化や、米の消費形態が家庭内からお弁当や外食にシフトしている消費の場の変化に対応したみやぎ米のブランド力強化が一層重要になっていることから、今般宮城県が中心となり関係機関などで構成するみやぎ米ブランド化戦略会議が７月２６日に発足したところでございます。

当町といたしましても、みやぎ米の主産地として消費者の嗜好の多様性に対応するため、現在は一般家庭向けといたしまして「ひとめぼれ」「ササニシキ」「つや姫」を、外食産業向けには「まなむすめ」を生産しております。新たな取り組みといたしましては、ひとめぼれやササニシキを大事にしながら、ことしは健康志向に向けた「金のいぶき」を２ヘクタール試験栽培しております。また、来年からはひとめぼれよりも粘りが強く、低アミロースで食味の評価に優れる米の奨励品種東北２１０号を、ＪＡみどりの稲作生産部会涌谷支部が中心となって試験栽培に取り組めるよう、県に働きかけているところでございます。この戦略会議の今後の取り組みといたしましては、民間を活用したブランド化戦略立案や東北２１０号及び金のいぶきのブランドコンセプトの作成から米袋のデザインを制作し、東北２１０号の名称決定とさまざまな媒体を利用したＰＲ活動、販売活動を行う予定となっているところでございます。

当町といたしましても、古川農業試験場を中心に地域農家に作付実証をお願いしながら、安定した収量、品質を保つため、早期に栽培技術を確認させたいと考えておりますので、今後とも議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。先ほど来お答えしております金のいぶき、いつぞや申し上げましたが、古川農業試験場で開発した品種でありながら、宮城県ではまだまだ栽培面積が少のうございます。秋田おばこ農協が、ことし１２０ヘクタール栽培いたします。秋田おばこ農協の米がどこに行くかという、ファンケルという会社にまいります。健康食品の会社。宮城県もそのような方向をにらんでいるんですが、発芽玄米ご飯原材料、秋田県産米。全部です。このような状況の中で、いかに宮城の米の戦略がおくれをとってきたか。これを失地回復しながら、さらに米の販売戦略に取り組んでまいり覚悟でございますので、よろしくご指導をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ５番。

○５番（大友啓一君） 恐らく減反というものが廃止されても、農協主導の生産調整のような形にはなろうかとは思ってございましたけれども、結局国の生産目標がなくなれば、農家みずから販売先を開拓する人がふえてくるのではないかと。その結果、今まで保ってきた流通体系が崩れていくのが怖いところなんですよね。そもそも日本の農家形態って小規模とかの兼業農家が多いんですよ。全国見ますと、兼業農家が７５％ぐらいですね。涌谷町だと大体６０％ぐらいですかね。兼業農家。そういった形態で、今までは生産調整することで、価格を高い水準にとどめることで、結果として農家の保護につながっていた面もあります。

先ほど町長言われたとおり、水稻作付に対する直接支払交付金、前の名称は戸別所得補償金、これは、私も

田んぼに携わっておりますけれども、年々名称が変わって覚え切れないんですね。何のことを言っているのかと。簡単に言えば、減反に参加すれば、今は7,500円ですかね。前は1万5,000円出ていた。それから、飼料用米に関しては、これは最高10万5,000円ぐらいの、俵数をとれば10万5,000円になりますが、果たしてこれをどんだんふやしていったら、それが全部はけるのかと、全部出ていくのかとこういうものも考えれば、この制度も削減されるのではないかと、そういう形が出てくるかもしれません。そうなった場合、ますます今一生懸命頑張っている農家の方々の負担ははかり知れないところが出てくると思いますけれども、そこをどう町長、どういう考えを持っていらっしゃるかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 最初に、水稻作付に対する直接支払交付金の名称が旧戸別所得補償金の1万5,000円だということを申し上げたとおりでございますし、質問者のおっしゃるとおりでございます。今は2分の1の7,500円ですね。（「はい」の声あり）2分の1の7,500円ということで、その2分の1はどこに行ったかんですが、これは今盛んに行われております多面的支払交付金の原資になっております。そのために、多面的機能支払交付金の計算の仕方が10アール当たり幾らかという計算になっております。

米価のあり方ですが、冒頭申し上げましたように、私たちのつくった商品が私たちの値段で決められないというシステムになっておりますので、これは仮の部分がありますが、今需給の関係で価格形成がなされようとしております。28年、ことしの米の価格が、概算払いが発表になりました。宮城県は、ひとめもササも1万1,500円ということで、昨年より1,500円高いということ。これは、えさ米で面積を調整したからだ。私は、主食用米の数量調整にえさ米で調整するというのは、非常に不可思議でありますし、不条理な姿だと。最後に質問者がおっしゃいましたとおり、えさ米をつくって出口が見えない。いわゆる入り口をつくっておきながら、最終的な出口が見えないところでえさ米をつくるという、これが単なるえさ米の交付金目当てで作付をしている条件にほかならないのではないかとこのように見ておきまして、その辺のところはやはりえさ米、いわゆる畜産振興のほうへ向けた考え方もなされる。いわゆる耕畜連携の中での参画形成、流通体系のあり方も必要かと思っております。

こうなりますと、JAあるいは各種集荷団体でございます。それだけに任せていいのかということになります。きのうもちょっとだけ久議員さん申し上げましたが、農業につきましては非常に奥深いところがございます、我々自身でもできることがございます。ちなみに、小牛田子牛市場における子牛の販売価格、8月市場におきましては最高値が雌で102万9,000円、雄で135万円、安値が58万8,000円と42万円で、ふつうこの最安値が私がつくっていたころの最高値です。平均値も雄雌平均で85万8,000円になっております。この高価格帯を狙って、搾乳農家が本来は搾乳牛の受精をするところが、黒毛和牛の受精をして、黒毛和牛子牛をつくっている。結果的に、搾乳牛の後継牛がいなくなって酪農が縮小する。すると、黒毛子牛市場も縮小する。

何でかという、先ほど触れましたえさ米の問題の出口です、出口。いわゆる牛であれ豚であれ鶏であれ、そういった出口をしっかりと確立して、26年産のえさ米面積が約150ヘクタール。27年産のえさ米が300ですね。ことしも約330町歩です。ところが、ビジョンの中では平成32年度にこれを半分にしようと、150ヘクタールにしようと。これは何だというんだと。その辺がちょっと見えないところがございますので、そういった需給対策につきましてもしっかりと出口をつかんだ入り口づくりをしていかなきゃならないということは、質問者お

っしゃるとおりでございます。

そういった議論を今までしてくる場が、余りにも少なかったんじゃないか。いわゆる補償金の額の問題であったり、面積の消化の問題であったり、入り口から出口まで議論をした経験がなかったために、そのようなちぐはぐな数字が出てくるようになったかというふうに見ております。私は、この将来ビジョンをつくりかえます。そういった形で取り組んでまいりますので、議員の皆様方からもいろんなご指導をいただければ幸いです。ありがとうございます。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 大体そういう形にこれからは行くんだろうとは思いつつ、数字を並べられると「ああ、やっぱりな」と思うところが今の心境でございます。私がこういう問題を心配するのは、これから営農組合とかの法人化に向けて今動き出しているわけなんですけれども、こういう先を見通せない農業政策だといろんなもので本当に影響が出てくるのかなと。例えば、法人化にして土地を集積して、じゃあ機械設備を考えたときに、計画が立てられないのかなと、なかなか。そういう難しさ。あと、それから主食用の消費量、国内の消費量1人当たり、今は54.6キロです。ピーク時の62年の半分以下になっています。それだけ需要が減ってきている。人口も減ってきているわけでございますけれども、これは1人当たりでございますから。今、農業生産額というのは畜産と野菜に次いで3番目なんです、米が。前と比べればまるっきり逆転したと。昔は米プラス畜産、米プラス野菜。今は、畜産プラス米、そういう形で皆さんやっております。それだけ米の地位が低下しているということでもあります。

こういう需要の問題も出てくる中で、極端な話ですけれども、後からまたこの米の問題は言いますけれども、販売の方向、なかなか国内だけでは難しいところも昨今出てきておりますので、極端な話、海外に目を向けてもいいのではないかと。実際、登米市の豊里町では計画的にササニシキを増産して、ことしから手がけて来年あたり計画しているんだかちょっと忘れちゃったけれども、海外のほうに、海外向けの袋も、パッケージもみんな用意しているようでございます。やっぱりそういう方向でこれから考えていくのも一考ではないのかなと思っております。そこのところ、町長いかがですか。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私も、国内市場だけでは賄い切れなくなっております。実際、質問者と同じように感じます。私は、盛んに米価運動をやっていたときも、どこまで下がるんだろうと。1万5,000円が見えてきた段階で、今の全世界の流通量と、それから流通システムをいじくれば、1万5,000円で売れるのかなと考えたことがございます。あと20年後には人口が1億人を割って9,000万人とも8,000万人ともいう中で、今までのような需給の考え方でいいのかとなりますと、質問者のおっしゃるとおりです。

さらにまた、輸出もさることながら、何回も申し上げたかと思いますが、東京で宮城のササが出回り量よりも3倍あるそうです。本来出回る数量よりも。そういったことも需要をおろしている部分があるのかと思えます。これも販売方法ですね。今ちょっと手元にございませませんが、米の流通の中でネット販売したりあるいは対面販売したり、その販売数字が約23%です。そういった形で今、米が流通していると。実際に、昔から入れております米専門店が販売する数量は、2%から3%という農水省の調べがございませぬことを考えますと、いかに信頼のおける商品を消費者に届けることが大切かというふうになります。そういったことも米の消費減につ

ながってきていると考えますと、輸出拡大、いわゆる大きな市場を開拓しながら現在ある市場もしっかりと大事にしていかなきゃいけないというような考えでありますので、その辺のところも、行政だけの問題ではございませんので、JAあるいはいろんな集荷団体ございます。そういったお話の中で出せればと思いますし、なおさら県とも議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 町長も私と同じようなものを考えていたんだなと思うと、力強く感じます。宮城県というのは、米の生産量は新潟、北海道、秋田、山形、福島に次いで6位なんですね。生産量。主力のひとつめぼれの作付、県内78%でございます。これは、全国でもコシヒカリの次、2番目なんですね。しかし、ひとつめぼれ、昨年ごろから首都圏の量販店の棚から消えているんですね。そういうもの、情報が入ってくれば、やっぱり県ではひとつめ一辺倒では消費者に受け入れられないと判断しているところもあると思えます。これは、前々から私は思っていたところですけども、宮城県って米販売については殿様商売のような気持ちでやってきたのが、今こういう形でツケが回ってきているのかなと。きょう、全農にいた議員さん休みだからちょっと失礼して、全農の悪口ではないんですけども、実際そういう動きがあったんですね。

それで、私はこれからそういった面から少しササニシキ、これを町のプレミアム米として考えられないかなと。実際、戦略会議の委員さんからもササニシキは引き合いが強いと、絶対なくしてはいかんという意見も出るほどですから、少し肥培管理なり徹底した管理をすれば、ササはいもちとか倒伏に弱いといいますけれども、それは昔の作付の形態であって、ちゃんとしたものを管理すればこれほどおいしい米はないし、何にでも使える、おにぎりにしても冷めないような、今の餅系とはまた違いたいところもたくさんありますので、こういうササニシキを全面的にもう少し涌谷町のほうで。

参考ですけども、涌谷ササニシキ100ヘクタールですね。これは全体として7.4%、みどりの管内だと361ヘクタール、全体で5.9%ぐらいです。そして、このササニシキって余り市場に出ないで、自己保有が多いんですね。これ、もったいないなと私は思っていますけれども、涌谷町でこういうササニシキを使ったプレミアム米のお考えはどうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 米の販売形態、流通につきましては、今議員おっしゃったとおり、宮城県は甘えたところがあったのかなというふうには感じております。そこで、今話題をいただきましたササニシキ、私も米づくりをしながら、特に高校を卒業したあたりは増産一辺倒だったですね。しかも、それは早生系ということで。その際の肥培管理が多肥、とにかく肥料で植えると、それをつくる、それととれと。それを作付しながら、片一方でササニシキをつくる。ササも余計に取っぺということで、いわゆる増収型品種と同じような肥培管理をしたために、いわゆる本来は健全な成長をするものが栄養のとり過ぎで、悪い言葉ですけども、アオタレキリとかそういった感じになって、いわゆるいもちには弱い。いわゆる軟弱な稲をつくってしまった。病気にもかかりやすい。倒れやすい。今、ひとつめぼれと一緒に圃場混在しておりますけれども、ササニシキだからといもちたかった田んぼ、倒れた田んぼは見られないと思えます。やはりしっかりした肥培管理をすれば、十分においしいままで供給できる品種です。

私、考えました。だったら、ササニシキ多収じゃなくて、ササニシキを本来の姿でつくろう。7月に水田営

農活性化委員会の総会に出まして、生産組合の幹部の方にお願ひしました。来年1年、29年度1年、ササニシキを堆肥だけでつくってみてください。袋入り肥料は使わないで。つくれると思います。以前のようにササ、つくり方では10俵とれます。10俵にはならないで、せいぜい8俵。できれば、十分に対応できる品種だと私は経験の中で感じてまいりました。

そういった本来の有機、肥培管理ですか、堆肥を全面的に使用した栽培形態でつくって、それで涌谷のササニシキの栽培マニュアル。来年1年かけてそれをマニュアル化できれば、その次年度にはそれを拡大流通できるまで広げたいなと思っております。当然、これは行政だけではありませんので、JAとも協議しながら、特には部会でございます。稲作生産部会、それから各種生産組合といろいろ協議しながら、涌谷ならではのササニシキをつくってみたい。

ただ、それも一般的にはほかの米と一緒に貨車に乗って東京とか、トラックで東京とかそういう売り場でなくて、やはり特定の販売先をその間に開拓する、いわゆる出口ですね。入り口はつくろうと。それと並行して、ササニシキの出口をつくろうと、そういうふうを考えております。私1人ではできませんので、議会の皆さん方もいろんなお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っておりますので、より一層のご協力をお願いしたい。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（大友啓一君） 今、同じササニシキをつくるのも、エコ農業と言われております。やはりこういうエコ農業を積極的に取り入れて、ある一定の付加価値をつければ、また販売戦略にも有利になろうと。循環型農業を図りながら、もみ殻をある一定の温度で燃焼するとケイ酸という肥料ができるんですよ。これ、400度から600度の間でしかできない肥料のケイ酸という養分を残して、これは水に溶けるそうでございますけれども、これを蔵王町でやっています。その蔵王町を視察した秋田県の東成瀬村というところで、早速それを取り入れて、今プラントを造成しているようでございます。やはり皆、そういう付加価値をつけて販売を有利に持っていこうと試行錯誤、一口に言えば皆工夫しているんですね。そういった意味で、あとは先ほど町長が言ったように、10俵どうのこうのよりも、やはり今土壌改良、土づくりが連作、連作で地力が弱っているのが目に見えておりますので、そういったもみ殻とかそういうものを加工しながら、土壌改良をしながら、そういうのに臨んでいったほうがよろしいのかなと私は考えております。

そういったわけで、町長が昨年の町長選の折に、以前、当時の商工会長の久惣さんに、「この町は農業が栄えて商工業が成り立っている」と、「農業が成り立たなければ、この町は成り立たない。どうか農業の所得を上げるような働きをしてくれ」と言われたと、その言葉が私残っております。まさしくそのとおりだろうなど。今、大橋町長がトップになって、その言葉を胸にどうかリーダーシップをとって、この町を完全再生でなくとも、いい方向に導いていただきたいと思っておりますので、このことについて、最後でございますけれども、お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変なお励ましをいただいて、ありがとうございます。しっかりと頑張らせていただきます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番杉浦謙一君、一般質問席に登壇願います。

[9 番 杉浦謙一君登壇]

○9番(杉浦謙一君) 9番杉浦でございます。かねてから通告いたしました項目に従いまして、一般質問を行ってまいります。

私は大きく2つの点について質問いたします。

まず最初に、就学援助につきまして質問いたします。ご存じのとおり、就学援助は経済的に困難な世帯の小中学生、中学生、この方に学用品、給食費や修学旅行費など支給される制度でございます。今般の経済情勢、全くよくなっておりませんが、要保護、準要保護ありますけれども、この世帯の支給状況ですね。要保護は特別支援、被災者関連の就学援助もありますけれども、そういった世帯の支給状況をまずお聞きするものでございます。

そしてまた、この就学援助を申請してから支給までの間、どのぐらいの期間がかかるのか。私は、前の議会で一般質問を行った際に、準備資金を用意し支給してはどうかという一般質問を行ったことがございます。その間に、その支給に対してタイミングに支障がないのかどうか、そしてまた支障があるのであれば、その期間を短くする必要があるのではないかと思います。そういった点で、その支給までの期間、そして短くならないかどうかという点をお聞きいたしたいと思っております。

そして、この就学援助でありますけれども、これもまた以前私が質問したことがありますけれども、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費においても文科省は支給できるということで、新たな項目に追加いたしております。その際、教育長は全く考えていないという答弁をしておりました。であれば、この生徒会費、卒業記念品代、新入生の運動着代など町独自の補助は考えられないのか。これこそが一番、経済的に困っている方の世帯には必要な支援ではないのかと思っております。この点につきましても教育長の所感をお聞きいたしておきます。

そしてまた、涌谷中学校図書室について質問をいたします。涌中図書ボランティアの方からお話を聞く機会がございましたけれども、4階にある現在の図書室であります。昼休みの時間帯、給食を終えてから約20分程度の時間がありますけれども、その時間で4階まで行くのは生徒が大変なのではないかと。そしてまた、その4階にある図書室を下におろしてはどうかというお話を聞く機会がございました。現在の涌谷中学校図書室の開架時間について教育長のお考えをお聞きするものでございます。

そしてまた、私、涌中図書室に32年ぶりに入りました。今の南校舎、これは私が中学生のときに完成したものでございまして、当時教育長も教壇に立たれておりました。あのころの図書室は景色がかなりよくて、当時新しかったので何不自由なく図書室を利用した思い出がございました。しかしながら、現在はその生徒が本に親しむチャンスがないのではないかという意見もございました。現在の涌谷中学校に図書司書を配置することによって、学校図書室を生徒が利用しやすい環境にすべきであると私は考えますけれども、教育長のお考えを聞いて1回目の質問といたします。

○議長(遠藤稯雄君) 教育長、登壇願います。

[教育委員会教育長 笠間元道君登壇]

○教育委員会教育長(笠間元道君) おはようございます。

ただいまは大綱2点ご質問をいただいております。

1点目、就学援助についてお答えいたします。就学援助は、学校教育法第19条において経済的理由によって

就学困難と認められる学齢児童生徒に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に定める要保護と要保護に準ずる程度に困窮している者、すなわち準要保護であります。要保護は認定については最終的に県で認定しているのに対し、準要保護は住民税の非課税世帯や児童扶養手当法第4条に基づき母子世帯などを町で認定するものであります。まず3点ございましたけれども、1点目の涌谷町における援助費の支給状況についてでございます。7月、12月、2月の年3回支給を行っているところであります。27年度の認定は、小学生が要保護3名、準要保護が74名、中学生は要保護が4名、準要保護が59名でありました。

就学援助費の支給についてですが、要保護児童生徒には生活保護費の算定基準に基づき、生活保護費から支給されております。準要保護児童生徒については、小学生で74名に対し486万4,000円、中学生で59名に対し615万6,000円支給しております。

支給までの手続ですが、4月に各学校に申請書を提出いただき、6月に住民税が賦課されるのを待って教育委員会で申請世帯の職状況を確認し、該当する世帯を特定。第1回目の支給を、先ほど申し上げましたように4月に行う。7月中旬というのが現在のところの現状でございます。

2点目の支給までの期間を短くできないかのご質問ですが、認定に必要な手続とのかかわりで教育委員会の対応だけで支給時期を早めることは厳しいというふうに感じておりますが、少しでも時期が早められるよう教育委員会としてできることは取り組みたいと考えております。

3点目の町独自の補助として生徒会費、卒業記念品代、1年生の運動着代が必要ではないかというようなご質問ですが、要保護につきましては生活保護費から支給されております。準要保護については町で対応することになっており、生徒会費、卒業記念品代については現在援助費に含まれておりません。運動着については支給しております。このように、今後財源を伴う課題につきましては、他のさまざまな課題とのバランスを踏まえ対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、大綱2点目、中学校図書室の充実についてお答えいたします。

9番杉浦議員お話のように、涌谷中学校の開架時間は現在、今年度は教師2名の指導のもと、昼休みが20分、放課後がおおよそ30分の計50分と確認しております。

1点目の涌谷中学校図書室の開架時間についての教育長の見解であります。さまざまな教育活動、生徒活動が展開されている現状の中で、まずはできるだけ生徒、教師が本を身近に親しむ場所と時間を確保されるべきこと、さらに積極的に本そのもの、学校図書室、施設そのものを利活用する学校文化を醸成すること、これがまず一番重要であると考えます。そのことを踏まえた創意工夫が各学校には求められ、具体的な対応を期待するものであります。その上で、最初に申し上げた涌谷中学校の開架時間50分が生徒、教師にとって有用性あるいは妥当性が判断されるものというふうに、言いかえればただ単に時間だけで判断できないということでございます。一般的には、現状の中でできるだけ長く開架時間を設定することが各学校には求められ、そのための検討は必要であります。

2点目、涌谷中学校に図書司書を、学校司書と配置し、充実に努めるべきについてでございます。

これは、涌谷中学校のみならず、各学校への学校司書の配置については、教育委員会としても今後検討していかなければならない課題であるというふうに考えております。先ほど申し上げましたが、生徒、教師に今ま

で以上に本を身近に親しむ場所と時間を提供する、そのためのこれは大きな選択、いわゆる引き出しであるというふうに考えております。

今後、さきの就学援助と同様に、他の教育課題とのバランスを踏まえながら、教育委員会としてはよりより学習環境の整備を目指して、これらのことに対応してまいりたいというふうに考えております。議員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上、9番杉浦議員、まず第1回目答弁終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） では、2回目質問いたします。

就学援助につきまして、先ほどの答弁から就学援助の申請をして、時間が7月という、第1回目はですね、年度7月ということで支給されるということでありましたけれども、私は前もって入学する新入生に対しましては準備資金が必要ではないかという私は主張をしております。そうであれば、後になってから準要保護の方が一番ですけれども、経費がかかるときに新たに精算をするというのが必要であると私は以前、話したわけではありますけれども、そういった中で申請書類も含めまして配付はしているというのは、以前聞いたことはあります。しかしながら、申請するにはこの状況からすると、先ほど小学生が準要保護74、中学校が59でしたか。これは27年度だと思います。実は、その以前の推移も聞きたかったんですね。その傾向がどういうふうな傾向になるのかということと、そしてまたそのタイミングです。就学援助を申請してから時間がかかるということで、そういう流れで私は質問したかったんですが、まず最初に、もしわかればいいんですけども、26年度、25年度、とにかくその傾向はどうなのかということです。多いのか、少ないのか、今後、今平成28年度ですけれども、どういった推移になっているのかということをお聞きしたかったわけでございます。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 手元にあるのは、今年度の人数ですね。小学校が65ですね。他町へ行っている小学生、中学生もおりますので、それも含めて65。中学校が57です。あと、ちょっと26年度はここにありません。済みません。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほどの数字からしますと、大きく変わらないような気がします。ですから、生徒会費、文科省が新たに項目に定めた援助を追加したところですけども、大きく変わらないのではないかと思います。その点では、教育長には少し考えていただいて、PTA会費、そしてクラブ活動費、生徒会費も含めまして、そういった新たな支給できる項目を検討する。これは、文科省ができると言っているわけでありますから、前回のように「やりません」という言葉ではなくて、ぜひ検討していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） ありがとうございます。教育委員会としては、いろんな場面で、先ほども申しあげましたように、学習環境の整備というのは、これは教育委員会の大きな仕事ですので、それについてはそのとおりでございますけれども、現在教育委員会として今一応優先的といいますか考えているのは、いわ

ゆる保護者の経済的教育援助という教育の軽減については、この世帯も含めたいわゆる全ての世帯に対する教育費の負担を軽減するというそういうことを現在、今進めているところでございます。それを今、まずは検討しているところでございます。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 教育には、義務教育ですから無償であるということが法律的にも憲法的にもうたわれているんですけども、現在はやっぱりどうしても格差といいますか、家庭的に大変な方は大変なところにあると思います。

先ほど教育長が、教育費に対しまして何らかの対策をとると。まだ決まっているわけではありませんけれども、そういった方向性があるのでしたら少し検討していただいて、この就学援助につきましては一旦ここで終わらせていただいて、学校図書室、中学校図書室に移らせていただきますけれども、大分私、ちょっと訪問したときには、新人戦が目前なんですね。新人戦。学校司書の資格を持っている方も部活と顧問を引き受けている状況があって、常に放課後いるかどうかというのはわからない状況があって、やっぱり運動部となるとやはりそちらに集中するというところもあるということでしたし、今の涌中は朝の読書時間を設けているらしいという話でした。教室の前の廊下にお薦めする、紹介する書籍を並べていて、そこから生徒たちが好きな本を閲覧するようなことができるという状況が、努力されているなど私は思うんですけども、ただやはり受験生も、3年生もおりますし、やはりゆっくりとした時間を、先ほど1日合計50分の時間しかとれない図書室であるということでもありますけれども、やはり本に親しむ機会を与える、そしてまた勉強する場も提供するという点に関しましては、やっぱりもう少し考える必要があると思います。

あの図書室は展望が、四方を窓で囲まれていて私は好きな図書室ではあるんですけども、教育長に伺いますけれども、受験生にとってももう少し時間を与えるような場所をつくってあげるべきではないかと思うんですけども、その点に関して答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稯雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 今、9番杉浦議員お話の、私も当時教諭の時代にあの図書室ができたわけですけども、あの図書室の部屋に行くと、お城のいわゆる一番高いところから景色もよく、そして風通しもよく、非常に落ち着いた雰囲気の中で図書を閲覧できると、読書できる場所だということで、今でも涌中の図書室は、あそこが一番だと私自身は思っております。

確かに学校図書館の機能というのは、いわゆる学校図書館法にもございますけれども、いわゆる読書する機能、学習する機能、情報を得る機能、さらには生徒の心の居場所となる機能が必要だということでございます。それで、先ほど答弁の中で「生徒、教師が本を身近に親しむ場所と時間を確保すること」とか、「本そのもの、学校図書室そのものを利活用する学校文化を醸成することなんだ」ということをお話いたしました。やはり開架時間だけを見ると、あの図書室の場所等を考えると、やはりなかなか子供たちが、生徒が見る時間がないのではないかというふうなそれだけを見ると考えられがちでございますが、例えば今お話しした2つの点、例えばこれは今、涌谷中学校でも現在検討し、具体化しようとしておるようですけども、学校の年間の動きの状況、それを踏まえながら、例えばですけども生徒活動を促すと。例えば生徒会、専門委員会、これには図書委員会とかあるいは美化委員会、保健委員会とか体育委員会、将来的には防災委員会なんていうのもいいか

なというふうに思っているんですけども、こういう活動を助長させると。例えば、そのための生徒活動の日とか、例えば1週間に1回、部活動をなしにして、これも大会が近ければできないと思いますけれども、これからの時期ですと、特に3年生もございませんので、十分に生徒活動の日、例えば週1回、部活動のない日を設定して、そういう委員会活動を活発にさせながら、そして子供たちの力でそういう図書を開覧する状況をつくり出すとか。

さらには、これは校長のとき2年間行ったわけですけども、各階に、学年ごとに学習室というのがあるんですね。今、小集団指導を行いますので、教室がございます。その学年の発達段階に応じた本をそこに設置すると。そこには、ただ単に、いわゆるその本の中には、先ほど朝読書とかをすることを行ったわけですけども、集団読書する本などもそこに設置しておく。そして、休み時間でも本が開覧できるようにするか、そういうことですね。

あと、それから授業の中で、今よくアクティブ・ラーニングなんていう言葉が出てくるんですけども、これはやはり自分で教えられる、覚え込む授業形態ではないわけです。自分で考えて、そして自分で一定の学びをすることです。それなどは、図書室が非常に有用だと思うんですね。積極的にそういうふうな利活用をします。その上で、例えば学校司書の方が、役割の方がおられれば、これは本当に学校として本に親しむ時間と場所、子供たちが本に多くの時間を割いていくのではないかなというふうに思います。

ただ、ここで、先ほどボランティアの方がおいでになったんですね。実は、ボランティアの方においでいただいて、涌中の子供たちは読書する子供がふえました。これは、大変ありがたいことです。それを何とかそのまま、今年度それが下降にならないように、むしろ多くなるように今学校のほうでも検討しておるようです。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 根本的な問題は、この学校図書室の開架時間が短いということが問題です。ですから、涌中図書ボランティアの方が問題にしているのは、そのことが一番問題だと思っています。それが一番なので、昼休みの問題、そして放課後の時間の問題。確かに、ボランティアの方の成果があって、生徒たちも図書に親しむ機会を得たということはあると思います。しかしながら、この問題は、やはり一つは親しむ場所を提供すること、そして閲覧するにはやはり図書を選ぶ時間も必要になってきますから、やはり20分、30分じゃやっぱりきついかなと思います。

その点に関して、最後になりますけれども、根本的なその時間帯ですね。最終的には、やはり私は図書司書なり、先生をさらにというわけにはいかないと思うんですけども、やはりその検討が必要だと思います。ですから、結論になっちゃいますけれども、その検討を含めまして教育長に最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 本当に後輩に対する思いといいますか、ありがたいです。全くそのとおりでございます。ただ先ほども申し上げましたように、いわゆる先ほど2つお話しいたしましたけれども、2点ですね、大事なところということで、その2点のところを学校で十分に検討をお願いすると。これは、当然各学校が、特に中学校は部活動がありますから、なかなか開架時間を一律に決めるということは難しいんです。

けれども、先ほどお話ししたように学校の1年間の流れの中、さらには生徒の状況、教師の状況の中で、まずは先ほどの2点についてきちっと検討すると。

個人的には、私も教諭の時代、月曜日は部活動をなしの日に設定して、生徒会担当だったものですから、生徒活動の日として、月曜日は思い切り子供たちにそういうふうな活動で、あとはもちろん図書室で本を眺める。1週間に1回でもいいですからね。そういう中できちっと自分の読みたい本を確認して、そして機会があったときにはそれを借りると、そういうふうなシステムだったんですけども、これはもちろん学校の状況が違ってくるわけですから、時代とともにですね。そういう中で現在あるわけですから、そういう点は先ほど申し上げたことを学校として考えて、その上で学校司書、これはもう教育委員会としても今後検討していかなければならないことであるというふうに認識しております。考えております。

○議長（遠藤稔雄君） このまま昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後 1時00分

〔7番後藤洋一君着席〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第61号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、本案は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、関連条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、定例会9月会議議案書1ページをお開き願います。

議案第61号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律で改正されました地方公務員法の一部改正に伴いまして、関係条例を改正するもので

ございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目をお開き願います。

今回の関係条例といたしましては4条例ございまして、1つが第1条の涌谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。改正の内容といたしましては、毎年人事行政の運営等の状況を公表することになっておりますが、今回公表項目の整理が行われたものでございまして、改正前の第3条第6号、(6)のところでございますが、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」の「勤務成績の評定」が、改正後の第2号といたしまして「職員の人事評価の状況」として個別に項目建てられたもの。

それから、第7号といたしまして「職員の退職管理の状況」という項目が新たに追加されたものでございます。

次に、第2条の涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから次のページになりますが、第3条の涌谷町職員の給与に関する条例、第4条の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正につきましては、今回の法改正によりまして条例を制定する際の根拠規定が、第24条第6項から第24条第5項に項ずれが生じたので整理するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用させるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号 地方公務員及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

-----◇-----

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第62号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第62号の提案の理由を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、施行期日を定める政令により平成29年1月1日に施行されることに伴い、涌谷町町税条例の一部を改正しようとするものでございます。主な内容といたしましては、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、その額に係る所得を分離課税するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） それでは、涌谷町町税条例の一部を改正する条例、議案第62号、改正概要については、所得に対する二重課税の回避と脱税防止のため、日本と台湾との間の源泉税率を定めた日台租税協定が平成29年1月1日から適用されることから、国内法の所得税法や外国居住者等所得相互免除法の整備が必要となり、それに伴う条例の改正でございます。

新旧対照表3ページから11ページまで、議案書3ページから7ページでございます。新旧対照表でご説明いたします。3ページになります。

附則、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の4、法律改正に合わせての改正で、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

2項から次のページ、5ページ。3項、4項、5項まで法律改正に合わせての改正でございます。

次のページ、7ページになります。新旧対照表。条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の町民税の課税の特例第20条の5、附則の前の第20条の4を新設することに伴う条ずれでございます。

議案書6ページになります。附則、施行期日ですけれども、平成29年の1月1日からとなります。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第63号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第63号の提案の理由を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、施行期日を定める政令により平成29年1月1日に施行されることに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容といたしましては、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 議案第63号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、先ほどの町税条例の日台租税協定に伴う改正でございます。

新旧対照表は12ページ、議案書は8ページでございます。新旧対照表でご説明いたします。

附則、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、第13項法律改正に合わせての改正でございます。町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

次に、12ページの下から2行目。特例適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例第14項、法律改正に合わせての改正で、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得税割額の算定及び軽減判定に含めるものでございます。

次、15項から20項までは、13項、14項を新設することに伴う条ずれでございます。

議案書9ページになります。

附則でございますが、29年の1月1日から施行ということになります。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第64号～議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第64号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第9、議案第68号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでの5議案は、それぞれ関連がございますので一括にて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま一括上程されました議案第64号、第65号、第66号、第67号及び第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、富谷町が市制移行により平成28年10月10日から富谷市となることから、富谷町を構成団体とする市町村職員退職手当組合など関連する団体の規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。（「省略」の声あり）省略、よろしいですか。（「はい」の声あり）
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

議案第68号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第69号 平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金3,816万3,024円のうち3,000万円を減債積立金へ、800万円を建設改良積立金へそれぞれ積み立てし、16万3,024円については繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、20ページを開きください。

議案第69号 平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

次ページをごらんください。

平成27年度涌谷町水道事業剰余金処分計算書でございます。当年度末の未処分利益剰余金額は3,816万3,024円となっており、うち3,800万円の処分をお願いするものでございまして、処分の内訳につきましては減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に800万円を充てるもので、債務償還及び将来の水道施設改築のための積み立てを行い、経営の安定化を図るものでございます。

なお、積み立て後の残高は、減債積立金2億8,358万5,740円、建設改良積立金につきましては1億1,165万9,516円となります。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） これ、何で三角なんですか。処分額が。生の数字でいいんでないですか。三角って意味が

よくわからないんだけどね。三角というのは、マイナスということなんじゃない。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） そうですね。わかりやすい表現といたしまして、この当年度末に対しましてこの額を積立金のほうに回しますよということで、未処分利益剰余金がこのくらい減額になるということでこういう表現にしたものでございます。

こちらにつきましては、平成23年度に総務省のほうで地方公営企業を廃止した際に、こういった様式のほうで決めておるところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第69号 平成27年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。



◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、認定第1号 平成27年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 大橋信夫君登壇〕

○町長（大橋信夫君） 認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は平成27年度涌谷町各会計の歳入歳出について、決算が終了いたしましたので決算書及び附属書類を添えてその認定を求めますのでございます。

それでは、まず一般会計について申し上げます。

歳入決算額は89億8,037万円、歳出決算額は83億5,279万6,000円となり、歳入歳出差し引きから繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は1億9,056万8,000円となったところでございます。

まず、歳入におきましては、町税は平成26年度において米価の大幅下落等の減額要素はあったものの、企業の収益増加による法人町民税所得割の増額や家屋の新築、設備投資が徐々にふえてきたこと等により、町民税及び固定資産税全体で若干の増額となり、町税全体としては前年度対比0.4%、557万9,000円の増となりました。

た。地方交付税におきましては、震災復旧事業の完了に伴い、震災復興特別交付税が大きく減ったことにより減額となりました。また、国庫支出金につきましては地方創生関連補助や東日本大震災復興交付金などの増額により27.2%、県支出金につきましては再生可能エネルギー等導入補助や農業関係の補助金等の増額により27.6%の増となったところでございます。寄附金につきましては、ふるさと納税の増加により723.2%と大幅な増となったところでございます。繰入金におきましては、庁舎建設基金を廃止し繰り入れたことにより51.2%の増となっております。町債におきましては、借換債や事業実施による起債の増加により121.9%の大幅な増となったものでございます。

歳出につきましては、今年度は目的別に申し上げます。

総務費については、今年度本町における人口の現状と将来の展望を提示する涌谷町人口ビジョンを策定し、人口ビジョンで策定した将来展望を見据えた平成27年度を初年度とする今後5年間の総合的な戦略としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしましたので、今後戦略的にまちづくりを推進いたします。また、先行事業としてプレミアム商品券発行事業を実施し、地域における消費喚起に努め、かがやく協働まちづくり研究所事業では今後のまちづくりリーダーの人材育成を行いました。平成24年度から実施しております生薬を活かしたまちづくりでは、漢方啓発講座や薬用植物の栽培・活用法を学ぶための実践講座等のほか、町内産のハト麦を使用したペットボトル飲料「はと麦茶」の製造販売を行いました。町民バスにつきましては、これまで同様の運賃体系の6路線を運行し、震災被災者や申請のあった町内小中学校の児童生徒に対しましては無料パスポートを継続交付するなど、通学時の安全確保と交通弱者の交通手段として大きな役割を果たしてまいりました。

次に、民生費について申し上げます。

地域福祉につきましては、平成26年度に策定いたしました地域福祉計画に基づき事業を推進するとともに、涌谷町社会福祉協議会や地域保健福祉関係団体に助成することにより、地域活動の活性化を促進し住民の福祉向上を図り、高齢者福祉につきましては老人保護措置事業のほか平成26年4月の消費税引き上げによる家計への影響緩和のため、年金受給低所得者に臨時給付金の給付を実施いたしました。また、災害時に備え、高齢者福祉複合施設ゆうらいふに太陽光発電施設を設置いたしました。障害者福祉につきましても、各種障害者自立支援事業を実施し、障害を持った方々が日常生活を営むことができるよう支援してまいりました。次世代を担う児童福祉につきましては、少子化対策のための児童手当の支給とともに、消費税増税対策である子育て世帯臨時特例給付金を支給し、また子ども医療費の助成につきましては平成26年度に対象を中学校卒業までに拡大いたしました。引き続き事業を継続し子育て世帯の負担軽減を図りました。また、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保一元化施設さくらんぼこども園の利点を生かしたサービス提供を初め、延長保育の実施や放課後学童保育を実施するなど子育て支援の充実に努めてまいりました。

次に、衛生費についてでございます。

第2次わくや健康ステップ21計画に基づき、平成27年度は継続して事業を実施しております減塩活動のほか、運動推進を重点テーマとし、日常生活に運動を取り入れる活動などに取り組み、町民の皆様の健康づくりに努めてまいりました。また、町の健康づくりの担い手である健康推進員協議会とともに特定健診等を推進し、疾病予防対策を継続的に推進してまいりました。予防接種につきましては、法に基づく定期予防接種のほか、お

たふく風邪ワクチン等の単独事業を継続実施し、疾病予防に努めてまいりました。

次に、農林水産業費についてでございます。

担い手育成総合支援センターを中心として、設備導入支援による園芸振興の推進、支援を継続し、経営所得安定対策推進事業やみやぎの水田農業改革支援事業など、農業の担い手に対する総合的な支援や安定した水田農業経営の確立に向けた支援に努めるとともに、食と農をテーマとした食の町民まつりの実施により地域活性化に努めてまいりました。また、農地整備につきましては、地域が共同で行う農村環境の向上活動等を支援する多面的機能支払交付金事業や県営圃場整備事業の推進を初め、涌谷西排水機場施設維持管理等用排水施設整備事業の補助を引き続き実施いたしました。また、6次産業化推進事業といたしましては、1個人、1団体の2事業に対し商品開発、販路拡大への助成を行ったところであり、今後の成果に期待しているところでございます。畜産振興につきましては、優良雌牛保留奨励金など町単独奨励事業を継続実施するとともに、貿易事業に対する助成を行い、安心・安全な畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。また、平成29年に開催される全国和牛能力共進会宮城県大会に向け、優良和牛生産地としての地位確立に努めてまいりました。

次に、商工費についてでございます。

町内中小企業社の経営安定を図るための振興資金融資事業を継続して行ったほか、黄金山町有地整備事業の着手や奨励措置の拡充を行い、企業誘致の推進を図りました。また、観光振興の面ではイベントの誘致を行い多くの観光客を呼び込むとともに、県内外のイベントに参加し、涌谷町の情報発信に努めてまいりました。

次に、土木費についてでございます。

町道整備につきましては、涌谷不動堂線や上涌谷上郡線等については交付金事業を活用し舗装工事を実施したほか、限られた予算ではございましたが、幹線町道を中心に維持管理に努めてまいりました。また、都市公園や公営住宅につきましても、適正な管理に努めました。

次に、消防費についてでございます。

町民の安心・安全確保におきまして重要な位置づけであります消防団を中心に、各種訓練等の実施や自主防災組織の育成を行いながら、消火栓や防火水槽の計画的な新設を行うなど防災対策の強化を図ってまいりました。

次に、教育費についてでございます。

学校教育につきましては、涌谷町教育基本方針に基づき幼児、児童、生徒が生きる力を育むことを目指し、平成27年度におきましても引き続き志教育に取り組んでまいりました。小学校の統合につきましては、保護者の方々や地域の方々等のご支援とご協力をいただきながら準備を進め、本年4月に仮校舎ではありますが篁岳白山小学校を開校することができました。ご心配をおかけしております旧篁岳中学校の改修につきましては、しっかりと取り組み、早期の供用開始に向け対応してまいります。また、児童生徒の国際感覚の涵養を図るため、小学校では韓国のファボン初等学校の来町に合わせ交流を実施し、中学校ではアメリカ、サリナスで研修を実施し、見聞を広めました。生涯学習におきましては、新公民館が落成し、震災前に登録している各種サークル団体等の利用がふえてきているとともに、開催する行事、事業につきましては、新公民館を中心に実施してまいりました。今後は、町民の方々からの要望のございます図書室の再開に向けて鋭意努力してまいります。社会教育事業につきましては、シニアを対象とした生きがいがづくり事業や家庭教育支援事業を実施したほか、

青少年の健全育成、地域の魅力ある芸術、文化の伝承と創造等の支援を引き続き実施し、元気わくやふれあい町づくり事業としての協働教育プラットフォーム事業や、学校放課後子ども教室推進事業につきましても継続実施いたしたところでございます。また、生涯スポーツにおきましては、相互型地域スポーツクラブの設立に向けて事業委員会を立ち上げ、準備を進めてまいりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は27億1,093万円、歳入決算額は26億3,130万9,000円となり、歳入歳出差し引き7,962万円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入では、引き続き被保険者数の減少等に伴い、国民健康保険税におきまして対前年度比9.2%の減少となっております。収納率につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で0.25ポイントの減少で、80.25%となりました。今後ともさらなる収納率向上に努めてまいりたいと考えております。また、国県支出金が減少した一方、保険財政共同安定化事業について制度改正が行われ、歳入全体では対前年度比10.7%増加いたしております。

次に歳出でございますが、保険給付費は歳出総額の57%を占め、対前年度比3.5%の増加となりました。医療技術の高度化や高額な薬剤の出現による費用額の増加に加え、歳入同様制度改正に伴うもので、歳出全体では対前年度比12.1%増加したところでございます。保健事業費では、保険者に実施が義務づけられた特定健診の受診率は、さまざまな受診率向上対策の結果、暫定値で50%程度となる見込みでございます。また、早期の生活習慣改善を目指し、町独自で費用助成しております20代、30代の方を対象とした若年者健診は、対前年度比3.2ポイント増加しております。今後も節目人間ドックの助成対象の拡大などとあわせて、被保険者の健康増進と疾病の早期発見・早期治療による生活の質の向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億6,149万4,000円、歳出決算額は1億5,714万4,000円となり、歳入歳出差し引き435万円を翌年度に繰り越しいたしました。

歳入につきましては、保険料と一般会計からの基盤安定繰入金と事務費繰入金等です。収納率につきましては、対前年度比0.24ポイントの減少で99.2%となりました。今後、一層の収納率向上に努めてまいります。

歳出では、保険料と保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出しているところでございます。

次に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は132万3,000円、歳出決算額は1,000円となり、歳入歳出差し引き132万2,000円を翌年度に繰り越しいたしました。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

まず、汚水処理につきましては、渋江地内及び中下道地内の一部を供用開始区域として整備したところでございます。工事等につきましては、汚水管渠等の布設工事を実施したところであり、認可区域面積307ヘクタールのうち89.9%の約276ヘクタールの整備が完了いたしております。水洗化の状況につきましては、1,837戸の世帯及び事業所が接続されている状況でございます。また、雨水排水事業につきましては、江合川左岸地区の雨水調整及び雨水排水路の整備について事業着手し、今後とも当該地区の浸水被害の軽減に努めてまいりま

す。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

筥岳中央、上郡、花勝山、生栄巻地区が供用を開始しており、387戸の世帯及び事業所が接続されている状況で、適正な維持管理に努めているところでございます。公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、今後とも町民皆様にご理解を賜りながら普及促進に努めてまいり、町域及びこの生活環境の改善のため事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は16億6,618万1,000円、歳出決算額は16億3,403万9,000円となり、歳入歳出差し引き3,214万2,000円を翌年度に繰り越しいたしました。歳入につきましては、保険料基盤額の増額に伴い、介護保険料が34.72%増加し、歳出では介護サービス利用者の増加に伴い、歳出総額の9割を占める保険給付費が対前年度比3.2%増加しております。歳入総額では、対前年度比4.2%、歳出総額では4.6%増加となりました。地域支援事業につきましては、高齢者が要介護状態になることを予防するため、運動ひろばの普及や脳力アップ倶楽部などの介護予防事業と、介護や障害に対する相談や訪問調査などの包括的支援事業を実施してまいりました。また、認知症を早期発見し、早期治療等に結びつけるため、東北大学と共同で認知症リスク調査研究事業を実施してまいりました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

給水状況としましては、0.4%減の135万立方メートルとなりました。建設改良につきましては、老朽管更新工事として本町地内外を実施するとともに、右堂崎地内、五郎沢地内、一本柳地内、古賀沢地内、渋江地内の配水管布設工事を実施し、管路整備に努めてまいりました。また、太田配水池の水位計交換工事を実施いたしました。収益的収支につきましては、総収益では前年度比1.7%減の4億2,854万9,000円となり、総費用につきましては前年度比3%減の3億9,042万3,000円となり、3,812万6,000円の純利益を生じたところでございます。これによりまして、前年度繰越利益剰余金3万7,000円を合わせた未処分利益剰余金は3,816万3,000円となったため、3,000万円を減債積立金に、800万円を建設改良積立金に積み立てするものとし、残額の16万3,000円は未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越しいたすものでございます。今後とも安全で安心な水の供給に努めるとともに、なお一層の健全運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

患者数は入院患者数延べ3万2,496人、1日平均88.8人、また外来患者数は延べ5万9,077人、1日平均243.1人で、前年度と比較し入院患者数が254人、0.8%の増となり、外来患者数は2,320人、3.8%の減となっております。収益的収支につきましては、総収益20億2,558万8,000円、総費用21億823万1,000円となり、純損失8,264万4,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処理欠損金として8億9,919万1,000円を翌年度に繰り越したところでございます。病院事業につきましては、常勤医9名及び東北大学病院等の協力医療機関の支援により診療体制の確保に努め、平成27年4月からは物忘れ外来、平成28年2月からは眼科で毎日検査を行ったところでございます。また、検診センターによる町内全地区を対象とした特定健診、特定保健指導など継続してサービスの向上に努めてまいりました。医療安全や情報の共有化を図るため導入した電子カルテにつきましても、平成27年11月から稼働しております。看護師の人材確保を行ったこともあり、前年度に比べ医業

収益はやや増加したものの赤字決算となったものでございます。今後の病院事業につきましては、管理者であるセンター長との協力のもと医師を初めとする医療スタッフの確保を図り、収支の黒字化が実現されるよう努力してまいります。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万8,896人、1日平均79.0人、通所者数は延べ1万1,184人、1日平均35.7人と前年度と比較して入所で116人、0.4%増、通所で257人、2.2%の減となりました。収益的収支につきましては、平成27年7月から介護報酬の改定がございましたが、総収益4億9,097万8,000円、総費用4億8,796万7,000円で、純利益301万1,000円となり、当年度未処理欠損金として7,373万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。老人保健施設事業会計につきましては、満床に近い入所者数を維持しており、収益は黒字決算となっております。今後の老人保健施設事業につきましても、管理者であるセンター長との協力のもと介護スタッフの確保を図るとともに、在宅復帰支援施設としての役割を担いつつ関係機関と連携強化を図りながら、介護の質の向上、そして施設利用における安心度の向上を目指し、利用者及びご家族に喜ばれるような施設運営に努めてまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は訪問看護で延べ3,188人、1日平均13.1人、訪問リハビリで延べ3,632人、1日平均14.9人となり、前年度と比較し訪問看護で88人、2.7%の減、訪問リハビリで6人、0.2%の減となっております。収益的収支につきましては、総収益5,608万3,000円、総費用5,445万5,000円で、純利益162万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ当年度未処分利益剰余金として3,699万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。訪問看護ステーション事業につきましては、24時間緊急連絡体制を継続して実施し、利用者の要望に応える体制を整えており、黒字決算となっております。今後も管理者であるセンター長との協力のもと、各医療機関等への働きかけも含め在宅医療、在宅介護を必要とする新規利用者の確保や利用者ニーズに応えられるよう努めてまいります。

以上、各会計の決算の状況をご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 休憩いたします。再開は2時5分といたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。遠藤代表監査委員、ご登壇をお願い申し上げます。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、平成27年度涌谷町一般会計及び各種特別会計に係る決算審査報告書をもって報告いたします。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

1、審査の対象。(1)平成27年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類。(2)平成27年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。(3)平成27年度各種基金運用状況。

2、審査の期間。平成28年7月6日水曜日から7月21日木曜日まで実質審査期間10日間。

審査の手続。平成28年6月3日審査に付された平成27年度涌谷町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算について、町の監査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点を重点に審査を行った。(1)決算の計数が正確であるか。(2)予算の執行が適正に行われたか。(3)財政運営が適正かつ健全に行われているかなどに主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留意しながら帳票、証書類を精査し、例月出納検査、定期監査等における留意事項について責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施した。

4、審査の結果。(1)審査に付された各会計決算の計数は、正確である。(2)予算執行の内容は、適正妥当と認めるものである。(3)財政運営は、おおむね適切に運営されていると認めるものである。(4)基金の管理、公有財産の管理については、おおむね良好と認めるものである。

5、決算の概要。各会計の決算数値は、次ページ、表1のとおりである。数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記である。その他の本文中の数字は、単位未満四捨五入を基本としているが、各会計の差し引き額等に合わせるために調整している部分がある。表1については、ご参照いただきたいと思います。

3ページ。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入89億8,037万円に対し歳出83億5,279万6,000円。歳入歳出差し引き額は6億2,757万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源4億3,700万5,000円を差し引いた実質収支は1億9,056万8,000円となり、黒字決算となっている。特別会計の決算総額は、歳入53億3,905万4,000円に対して、歳出は52億259万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1億3,645万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源701万2,000円を差し引いた実質収支は1億2,944万6,000円となり、黒字決算となっている。決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入では6.1%増加、歳出でも2.8%増加し、特別会計の歳入では12.3%増加、歳出でも13.5%増加となっており、全体でも歳入歳出ともに増加しています。

財政分析の主要財務指標の推移は次表(2)のとおりでありますので、ご参照いただきます。

次に、主要財務指標の数字を見ると、実質収支比率が3.9%となり、適正な範囲である。実質公債費比率については10.1%で、前年度と比較し0.9ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回っており、当町の財政状況は比較的安定しているものと言えます。しかし、経常収支比率においては、望ましいとされる75%以下を大きく上回り、平成25年度からは90%を超過し、当年度は学校統合に係るスクールバス運行経費や病院事業への負担金、及び平成25年度、26年度借り入れ分の地方債において据え置き期間を設けなかったことから96.9%となり、財政の硬直化がさらに進んだ状況にあると見ました。行財政運営において中長期の財政計画に基づいて運営されるべきであり、常に財政分析指数のチェックをし、健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう望むものであります。

次、表3は各種基金残高でありますので、参照いただきたいと思います。

各基金の管理については適正であると認めるものであります。

財政を考える上での町の基盤としての人口は、次表（４）に掲げるように年々減少傾向にあります。

次に、（１）一般会計。本会計の収入割合及び支出割合は、附表２及び附表３に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.2%、歳出では予算現額に対して87.6%であった。また、繰越明許により翌年度へ繰り越した額は10億1,032万円であり、財政収支の状況は次表（表５）のとおりでございますので、ご参照いただきます。

アといたしまして、歳入の概要及び意見。歳入の総額は89億8,037万円で、前年度より5億1,950万3,000円の増額であった。主に、地方交付税の減額があったものの、地方消費税交付金、国県支出金、基金繰入金、町債の増額が影響したものである。自主財源全体は28億8,991万6,000円で、総額に占める割合は32.2%となった。うち町税は前年度より558万円、0.4%の増、14億7,179万7,000円となり、歳入総額に占める割合は16.4%で、昨年度17.3%で、対前年度比0.9ポイント減となっております。町民税の動向は、個人町民税で米価の大幅な下落等による非課税世帯の増加など全体的な落ち込みがあったものの、法人町民税では法人税割の大幅な増加があり、企業の収益増加によるものと推察されます。前年度と比べた収納率は、町民税0.5%の増で95.3%、固定資産税で0.1ポイント増の90.5%、軽自動車税は0.5%増の91.1%であった。これは、滞納者への早期接触を試みた効果が出たものと思われる。収納済額、収納率ともに各税の成果にばらつきが見られるので、今後とも収納率の向上に努められたい。また、町税のみならず私債権を含む諸債権の滞納問題については、平成28年４月から施行された債権管理条例に基づいた全庁的な取り組みに期待したい。厳しい財政運営を余儀なくされる中、町の不良債権の早期回収は財源確保、負担公平の確保の上で重要であります。引き続き納税意識の啓発と高揚になお一層心がけ、今後とも全庁を挙げて情報を共有しての取り組みに継続して当たられたい。

イ、歳出の概要及び意見。歳出総額は83億5,279万6,000円であり、前年度より2億2,767万8,000円の増額であった。予算執行及び事務執行については、部門ごとに要点を述べます。

（ア）議会費。本部門は、歳出総額1億1,126万3,000円で対前年度0.2%増、執行率98.3%であった。構成比は1.3%であります。

（イ）総務費。本部門は歳出総額12億9,020万3,000円で、対前年度19.5%増、執行率は95.1%でありました。翌年度繰越額は3,507万円であります。構成比は15.4%であります。

①人件費については、前年度と比較して23万1,000円減の13億1,415万3,000円となっております。

②平成27年４月１日までの定員管理適正化計画では、全体で310人であったが、平成28年４月１日で328人の実績となった。普通会計では、163人、前年度比４人増、企業会計では医師、看護師、介護福祉士の退職があったが、医師以外で補充され165人、前年度比４人増であった。一般職員については、類似団体の職員数と比較すると14人のマイナスであります。増員が必要であるが、経常収支比率とのバランスもあり、厳しい状況であります。その中で、現存の職員の資質を上げることが重要であり、そのために適正な人事評価と職員の積極性を引き出すこと、その機会を設けることが大切であります。定員適正化計画は、第３次計画として平成27年４月１日までの計画であるが、各課の聞き取りをして感じたことは、多数の課において人員不足を感じました。今後は、再任用による採用も含め各部門ごとの事務量に応じて条例定数の見直しを行い、適正な人事管理に配慮されたい。表６は、定員適正化計画の表でございますので、ご参照いただきます。メンタル的不調者が増加傾向にあることに対しては、職場内の風通しをよくし、早期の気づきと軽度のうちに対応がなされることを望むものであります。

③ふるさと納税については、各種イベント、ホームページ、広報等で効果的なPRを行うとともに、返礼品の工夫が寄附金に反映される傾向が見られるので、さらに工夫されたい。その実態が表の7に載っておりますので、ご参照いただきます。

④職場内外における研修を充実し、さらなる人材育成に努められたい。

⑤生菓を活かしたまちづくり事業においては、今後生菓まちづくりの会の自立的な活動に向けて事業推進されたい。

⑥コミュニティ事業では、自治会育成強化に工夫が必要である。

⑦上・中地区コミュニティセンターの指定管理について、その効果には疑問があるので、今後は施設の有効利用向上について検討されたい。

⑧納税貯蓄組合における納付額は減少傾向にあるが、納付意識が高いことから、今後は組合のあり方や組合数の減少している現状も含め検討を深め、口座振替の拡大を図られることを望みます。その納税組合の実態は表8に載せてありますので、ご参照ください。

⑨総合窓口は、町民生活に直結する事務であり、延長窓口を実施するなど利便性を図っている。今後、さらに町民に親しみを感じさせる窓口業務に心がけられたい。

⑩地域振興公社とのかかわりは、今後の課題として十分検討されたい。

(ウ) 民生費。本部門は、歳出総額18億8,245万1,000円で対前年度3.1%増でありまして、執行率は94.4%でありました。翌年度繰越額は7,618万1,000円であり、構成比は22.5%であります。

①社会的弱者支援事業と言える事務であり、内容が多岐にわたるので各福祉施設と連携しながら、各事業の執行に当たられたい。また、事業部門によっては、マンパワー不足が見られるので、アウトソーシングできるものは検討すべきであると思います。

②高齢者福祉複合施設の指定管理については、制度が適正に運営されているが、疑問があるので他の方法を検討されたい。

(エ) 衛生費。本部門は、歳出総額11億3,079万5,000円、対前年度22.5%増、執行率97.9%でありました。構成比は13.5%であります。

①合併処理浄化槽設置整備事業によりさらに水洗化を図られたい。合併浄化槽の補助事業の関係は、表10に掲載してありますので、ご参照いただきます。

②町民の資源ごみに対する分別意識の向上及び周知にはさらに一工夫必要であり、宅配回収業者と協定した小型家電リサイクル事業をさらに推進されたい。その回収の実態は、表11に掲載されております。

③ごみの減量化により、大崎地域広域行政事務組合への財政負担の軽減を図られたい。これらの実態も表12に掲載されていますので、ご参照いただきます。

④特定健診及び各種健診の受診率向上に努められたい。その実態も表13に掲載されていますので、ご参照いただきます。

⑤医療福祉センターの施設の省エネ対策への取り組みは高く評価いたします。

⑥世代館研修館については、指定管理者制度にし、その目的である経費の節減、利用の向上等の効果が出ているが、指定管理料のあり方に検討が必要である。

(オ) 農林水産業費。本部門は、歳出総額 5 億1,060万5,000円、対前年度36.2%、執行率98.2%であった。構成比は6.1%であります。

①農業政策が多岐にわたり、目玉政策が見えない。全国和牛能力共進会宮城大会をきっかけに、畜産振興に力点を置くのも一策であると思われる。

②農産品 6 次産業化にも関係各課とともにさらなる事業強化を図られたい。農業を当町の基幹産業と位置づけ、さらなる農業の振興を図られることを望むものであります。

③土づくりセンターの指定管理について、その効果には疑問があるので、今後は施設の有効利用向上について検討されたい。

④農地法、経営基盤強化法による措置では、適正に処理されている。今後とも農地パトロールを強化し、耕作放棄地の解消に努められたい。

(カ) 商工費。本部門は、歳出総額 3 億6,546万5,000円で、対前年度97.8%増、執行率は39.1%でありました。翌年度繰越額は、5 億6,704万1,000円であります。構成比は4.4%であります。

企業誘致については、今後も努力されたい。中小企業融資関連事業は、他市町村より優れた内容と思われるので、今後も利用企業の立場に立って事業推進に努められたい。

(キ) 土木費。本部門は、歳出総額 5 億164万円で、対前年度比60.8%の減、執行率は97.7%でありました。構成比は6%であります。

①町道維持補修においては、修理箇所よりも要望箇所が上回り、対応が追いついていない状況であります。補修計画を立てて、計画的に処理すべきであります。

②住宅使用料の滞納繰越処理については、滞納額が年々増加しているもので、滞納処理の手法を工夫し早期解決に向け努力されたい。

③街路灯維持費事業費補助金については、地元商店街で施設の老朽化に耐えられないということも出てきて、今後問題化する可能性があるもので、検討してしかるべきである。道路改良率については、表14に掲載されております。

(ク) 消防費。本部門は、歳出総額 2 億8,856万8,000円、対前年度34.5%減、執行率98.4%であります。構成比は3.5%である。非常備消防団員の確保と訓練の充実、地域自主防災組織との連携を強め、地域防災力の向上に努められたい。

(ケ) 教育費。本部門は、歳出総額10億4,129万2,000円、対前年度13.8%増、執行率は74.1%であった。翌年度繰越額は 3 億3,202万8,000円であります。構成比は21.5%でありました。

①幼児教育、保育から学童、生徒の教育までの一貫した事務が、おおむね適正になされている。ただし、保育関係の事務の一部が平成28年4月から福祉課に移管されたことは、事務の流れに違和感を感じた次第であります。

②入所負担金等を初めとする私債権の未収金回収対策が、多く改善されたとは言いがたい状況にあり、対応策の工夫をされたい。また、マンパワー不足が感じられたので、上司や人事担当者と十分に協議し、解決を図られたい。

③幼児から高齢者までの生涯学習が多岐にわたり実施され、その結果はおおむね良好である。今後は、管轄

する施設の老朽化による維持管理費の増大が予想されるが、適切に対応されたい。その一つに、B & G 海洋センター艇庫の利活用及び今後のあり方に十分な検討が必要と思われました。また、通常の施設管理にあたり、指定管理者制度の活用を検討すべきと思われる。

(コ) 災害復旧費。本部門は、歳出総額 2 億 4,665 万 1,000 円、対前年度比 18.1% 減、執行率 96% でありました。構成比は 3% であります。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額 27 億 1,093 万円、歳出総額 26 億 3,130 万 9,000 円で、歳入総額差し引き額 7,962 万円の黒字計上であります。その結果、財政調整基金の残高も 2 億 6,878 万 3,000 円を確保し、会計内容、基金ともに健全でありました。歳入状況を見ると、国保税は対前年度比 9.2% 減の 4 億 3,139 万 1,000 円でありました。これは、被用者保険や後期高齢医療保険への移行による国保被保険者の減少や所得低迷が主な要因であります。収納状況は、現年度分 3 億 8,779 万 2,000 円で収納率 90.6%、滞納繰越分 4,359 万 9,000 円で収納率 39.9%、2 ポイントの減であります。表 15 にその実態を掲載しております。また、医療費の増加に伴い、国県支出金、その他交付金等が増になり、歳入全体で 27 億 1,093 万円、対前年度比で 10.7% 増となりました。歳出については、被保険者数は減少しているが、医療技術の進歩や高額な薬の投与により費用額が増加したことにより、保険給付費が対前年度比 3.5% 増加し、歳出全体で 26 億 3,130 万 9,000 円、対前年度比 12.1% 増となりました。

その実態は、表の 16、17 に掲載しておりますのでご参照いただきます。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額 1 億 6,149 万 4,000 円、歳出総額 1 億 5,714 万 4,000 円で、歳入差し引き額 435 万円の黒字計上であります。運営は、県内全町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で運営されております。

(4) 宅地造成事業特別会計。本会計は、歳入総額 132 万 3,000 円、歳出総額 1,000 円で、歳入歳出差し引き額 132 万 2,000 円の黒字計上であります。

(5) 公共下水道事業特別会計。本会計は、歳入総額 6 億 7,128 万 8,000 円、歳出総額 6 億 5,499 万 2,000 円で、歳入歳出差し引き額 1,629 万 6,000 円から翌年度へ繰り越すべき財源として 701 万 2,000 円を除き、実質収支 928 万 3,000 円の黒字計上でありました。

歳出における執行率は 87.1% であり、本事業は接続率が 70.5%、対前年度比で 1.0 ポイントの増であります。水洗化率も 6 割を超えており、財政的にも建設費以外の運営費に対する繰り出しは行われていないことから、順調に推移していると認められる。その実態は、表 18 に掲載されております。会計健全化のためにも事業の普及啓蒙に努め、接続率の向上を図られたい。

(6) 農業集落排水事業特別会計。本会計は、歳入総額 1 億 2,783 万 8,000 円、歳出総額 1 億 2,510 万 9,000 円で、実質収支 272 万 9,000 円の黒字計上である。歳出における執行率は 99.3% でありました。農業集落排水事業に接続は 18 件であり、農排水施設の補助金の効果も若干あったと思われま。この事業も維持管理の時期に入っており、接続率を上げなければ事業運営がどうにも立ち行かなくなる。一般会計への依存体質に陥らないよう喫緊の課題として対処されたい。会計健全化のため、事業の普及啓蒙に努め、接続率の向上を図られたい。

(7) 介護保険事業勘定特別会計。本会計は、歳入総額 16 億 6,618 万 1,000 円、歳出総額 16 億 3,403 万 9,000 円

で歳入歳出差し引き額3,214万2,000円の黒字計上であり、会計内容、基金ともに健全でありました。介護保険料は、保険料基準額の増額に伴い、対前年度比34.7%、7,963万8,000円の増で、3億898万円、収納率は98.2%、前年98%でありましたので、0.2%の増加であります。歳出においては、サービス受給者の増加があり、保険給付全体が3.2%、4,574万円の増額となった。涌谷町がこれから構築していく新しい介護予防、日常生活支援総合事業に向けて、地域での介護予防の充実を図っていくことを願うものである。

平成27年度決算審査を終えて総体的に所感を述べます。一般会計及び各種特別会計の事務的処理、執行率ともにおおむね良好であるが、各款項において不用額が散見されたので、適宜に減額処理等の処置を望むものであります。各課の決算審査資料及び成果表については、一部の課を除き当年度のみの提示がほとんどでありました。少なくとも3カ年程度の比較検討できる資料の提示が必要であると思われました。このことは昨年にも指摘されているが、その指摘が生かされていないのは大変残念でありました。

負担金、補助金の支出のあり方については、時間の都合上、審査が深まらなかったので、今後の監査課題としたいと思います。

久しぶりに行政事務の決算審査を終えて感じたことは、その事務処理に企業的感觉が多少欠けているのではと感じました。行政事務にはさまざまな条件や制約があることは理解しますが、町民サイドから見ればそれは何ら関係のないことであります。各種制度や公共施設は、自分たちにとって使いやすいことが一番であります。その観点からの行政サービスを受ける立場に立った事務処理に、不断の努力と工夫が必要ではと感じた次第でございます。

以上で、一般会計及び各種特別会計を終わります。

次に、平成27年度涌谷町水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計及び涌谷町訪問看護ステーション事業会計に係る決算審査の報告を行います。

審査の対象は、（1）平成27年度涌谷町水道事業会計決算、（2）平成27年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、（3）平成27年度涌谷町老人保健施設事業会計決算、（4）平成27年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算。

2、審査の期間。平成28年6月7日から8日、9日、実質審査期間は3日間でありました。

3、審査の手続。平成28年6月3日、審査に付された平成27年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施した。

4、審査の重点事項。（1）水道事業会計。ア給水状況、イ、工事の概要、ウ、収支の状況。（2）国民健康保険病院事業会計。ア、患者数の動向、イ、収益的収入および支出、ウ、資本的収入および支出、エ、従事職員体制、オ、補助金、負担金、カ、棚卸し状況、キ、備品（医療器具等）の管理状況。（3）老人保健施設事業会計。ア、利用者の動向、イ、収益的収入および支出、ウ、資本的収入および支出、エ、従事職員体制。（4）訪問看護ステーション事業会計。ア、利用者の動向、イ、収益的収入および支出、ウ、従事職員体制。

5、審査の結果。

(1) 水道事業会計。ア、給水状況。年度末における給水人口は1万6,402人、対前年度比183人の減、率にして1.1%の減でありました。給水戸数は5,977戸、対前年度比では41戸の増、率にして0.7%の増でありました。年間排水量については159万4,962立法メートル、対前年度比で9,418立法メートルの増で0.6%の増となっております。年間有収水量については135万324立法メートル、対前年度比で5,991立法メートル増で率にして4.4%の増であったが、有収率は対前年度比0.1ポイント減の84.7%となりました。当年度の1立法メートル当たりの供給単価は289円92銭、前年度比で93銭の増であります。1立法メートル当たりの給水原価は285円、前年度比で10円1銭の減であります。供給単価との差額は、4円92銭の黒字供給でありました。業務量については表にしてありますので、ご参照いただきます。

イ、工事の概要。老朽管更新工事の実施。平成25年度から継続実施されている老朽管更新工事は、当年度において本町地区ほかの延長315メートルを実施した。その他の工事の整備。右堂崎地内、五郎沢地内、一本柳地内、古賀沢地内、渋江地内の配水管布設工事、太田配水池水位計交換工事を実施しました。

ウ、収支の状況。平成27年度の事業収益は、営業収益4億368万円、前年度比で264万8,000円の増で、率にして0.7%増。営業収益は、2,486万9,000円で前年度比で83万9,000円の増で、率にして3.5%増であり、計4億2,854万9,000円であり、特別利益の減少により前年度比745万円の減、率にして1.7%の減であった。なお、給水収益は3億9,148万1,000円で、水道事業収益の91.4%、前年度は89.1%でありました。費用においては、営業費用3億7,585万8,000円、営業外費用1,456万5,000円で、計3億9,042万3,000円、前年度比で1,196万1,000円の減、率にして3%の減でありました。このうち、受託工事費を除く総括費用は3億8,484万3,000円、前年度比1,175万1,000円の減であり、率にして3%の減でありました。当年度の純利益は3,812万6,000円の計上となり、前年度に比べて451万2,000円の増でありました。資本的収支においては、収入は2,937万9,000円、支出においては1億3,045万5,000円で、収支不足額1億107万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額690万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,047万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,370万1,000円で補填した。なお、経常収支の状況、経営分析等は、次表のとおりであります。

意見といたしまして、平成27年度の事業実績は、前年度対比で年間排水量が9,418立法メートル、率にして0.6%増、年間有収水量が5,991立法メートル、率で0.4%増となりました。また、給水人口が183人減少したが、給水戸数が41戸増加しています。総収益は4億2,854万9,000円で、対前年度よりも745万円、率にして1.7%減少しています。総費用は3億9,042万3,000円で、前年度より1,196万1,000円、率にして3%減少しています。有収率は84.7%で、前年度より0.1ポイント減であり、結果、本年度は給水人口、収益、費用、有収率ともに減少したが、3,812万6,000円の純利益を生じ、黒字計上となりました。

本会計の今後の課題は、有収率向上対策として漏水調査の充実、老朽管更新事業の推進、社会現象として域内人口と給水人口の減少が考えられる中で、収益の確保をしていかなければならないと思料されます。本年の有収率は低いとは言えないが、目標として90%以上を目指して、さらなる向上の努力を望むものであります。

次に、(2) 国民健康保険病院事業会計。総括事項。本年度当初において業務予定量を入院患者1日平均103人、外来患者1日平均260人、入院366日、外来243日、救急外来366日の診療を実施した。診療体制においては、内科、外科、泌尿器科、整形外科、眼科、東洋医学外来、物忘れ外来については毎日診療し、皮膚科

については週2日、神経内科については週1回、婦人科については月1回の診療を実施した。また、休日当番については、1次の診療を6回、2次の病院群輪番制の内科、外科を合わせ6回担当し、地域医療の確保に努めました。訪問診察についても243日、475件の診察を行い、在宅医療の充実に努めました。

ア、患者の動向。表にまとめてありますので、後ほどご参照いただきます。

上表のとおり、入院患者数は年間延べ3万2,496人、前年度に比べ延べ254人、0.8%の増で、1日平均88.8人となり業務予定量を14.2人下回る実績となりました。一方、外来患者数においても年間延べ5万9,077人、前年度に比べ延べ2,320人、3.8%の減であります。1日平均243.1人となり、業務予定量を16.9人下回る実績となった。また、救急外来で取り扱った患者数は1,668人で、前年度に比べ491人、率にして22.7%の減少となりました。

なお、町内の患者の占める割合は、入院において1万9,151人、58.9%、外来では4万4,205人、74.8%でありました。病床稼働率は平均73.6%で、前年度比0.6%増となっています。

イ、収益的収入および支出。入院収益は7億7,778万8,000円、前年度比で156万8,000円の減、率にして0.2%の減であります。外来種益は7億6,607万4,000円、前年度比で860万8,000円の増で、率にして1.1%ふえました。医業収益は17億5,940万1,000円、前年度比で264万2,000円、率にして0.2%の増となりました。医業外収益については2億6,618万7,000円、前年度比で6,238万2,000円の増、率にして30.6%増で、そのうち補助金、負担金及び交付金が2億1,903万6,000円を占めている。この結果、病院事業収益は20億2,558万8,000円となり、前年度と比較して6,502万4,000円、3.3%の増加となりました。病院事業費用においては、医業費用20億3,540万5,000円、前年度比で672万5,000円増で率にして0.3%増でありました。医業外費用は7,282万6,000円、前年度比で2,248万7,000円の減、率にして23.6%の減でありました。病院事業費用で21億823万1,000円、前年度と比較して1,585万9,000円、率にして0.7%の減少となりました。これにより8,264万4,000円（前年度1億6,352万7,000円の純損失）の当年度純損失を計上したため、前年度繰越欠損金等と合わせ未処理欠損金8億9,919万1,000円を翌年度に繰り越しました。

ウ、資本的収入および支出。資本的収入においては、企業債1,070万円、出資金1億4,150万3,000円、他会計補助金4,122万6,000円、他会計負担金2,549万7,000円の計2億1,892万6,000円となりました。資本的支出については、資産購入費5,133万円、その他建設改良費304万5,000円、企業債償還金1億6,792万1,000円の計2億2,229万6,000円となった。当年度の資産購入の主なものは、電子カルテシステム4,212万円、生体情報モニター367万8,000円などで、計5,133万円の購入となりました。なお、今年度末の企業債未償還金残高は、12億9,037万5,000円となっております。

エ、従事職員体制。診療体制については、前記総括事項で述べた診療科目に常勤医師9人、前年度と同数であります。看護部門においては、看護師64人、前年度比で看護師2人、保健師2人増、准看護師4人増。介護福祉士2人、前年度比1人増でありました。技術部門においては、薬剤師4人、放射線技師3人、検査技師3人、理学療法士3人、作業療法士3人、言語聴覚士1人、管理栄養士2人の計19人、前年度比で1人ふえております。事務部門においては10人、前年度と同数であります。総数104人、前年度比で10人増で診療等を行いました。国保病院事業における経営分析結果の比率と年度間推移は、次表のとおりであります。

オ、補助金、負担金。補助金においては、3条予算に係る医業外収益として1,405万3,000円の交付を受け、

病院事業収益全体に占める割合は0.7%であった。3条予算に係る負担金については、地方公営企業法第17条の2経費の負担の原則に基づいて、基準内繰入金として3億2,788万7,000円を繰り入れ、うち医業収益として1億2,290万4,000円、医業外収益としては2億498万3,000円を受けている。病院事業収益全体に占める割合は、16.2%でありました。4条予算に係る補助金としては、経営合理化のために要した費用4,122万6,000円の交付を受けた。なお、3条予算に係る補助金、負担金の状況は、上表のとおりであります。

カ、棚卸し状況。貯蔵品については、平成25年度に更新したSPD、医薬品・診療材料等在庫管理システムにより不動在庫を早期に把握し、医薬品、診療材料等の適正な在庫管理と効率的な運用が行われた。

キ、備品（医療機器等）の管理状況。各種医療用機器は、適切な保守点検によって管理運用がされ、車両とともに減価償却において定額法に従って整理の上、処理されている。なお、本年度の新規備品としては、前述ウで記載のとおり、新たに5,133万円相当が固定資産として購入されました。

次に、意見であります。平成27年度の業務量は、年間延べ入院患者数が3万2,496人、1日平均にして88.8人となり、予定量より14.2人減でありました。対前年度比254人、0.8%の微増である。また、年間外来延べ患者数は5万9,077人（1日平均243.1人となり予定量より16.9人の減少）でありました。対前年度比2,320人、3.8%の減少である。入院収益は7億7,778万8,000円で、対前年度比156万8,000円、0.2%の減少、外来収益は7億6,607万4,000円で、対前年度比860万8,000円、1.1%の増であり、医業収益合計で264万2,000円、0.2%の増加となり、その結果、収益的収入は対前年度比6,502万4,000円、3.3%の増で、収益的支出は対前年度比11,585万9,000円、0.7%の減少となり、収支において当年度純損失8,264万4,000円の赤字計上となりました。本年度は、医療従事者の人数的には十分とは言えないが、ある程度確保された中で赤字とはなぜかを院内でさらに検討されたい。

①他の病院との役割分担が進み、急性期の患者が減り、回復期、慢性期の患者の増加により、病床の利用率が低下しているのではないかと。他の医院、病院とのさまざまな連携を深める手法を検討されたい。

②救急患者の受け入れが過去5年間に激減している。特にここ3年に減少が著しい。受け入れ態勢の再検討が必要と感じた。

③事業内容（リハビリ病棟等）の検討をさらに深め、事業内容に特色を出すべきことを望む。

④経費節減対策（電気、水道）に努力されている姿は高く評価する。また、機械備品の新規導入は金額にして5,133万円の購入であったが、これにより患者へのサービス向上、従事者の負担軽減にさらにつなげてほしいと思います。

（3）老人保健施設事業会計について。総括事項で、本年度の業務予定量を1日平均入所者79人（前年度同）、通所者については介護給付28人（前年度と同数）及び新予防給付11人（前年度比1人減）の39人（前年度比1人減）、入所366日、通所313日として事業運営を予定した。

ア、利用者の動向。入所利用者は年間延べ2万8,896人（前年度比126人増、0.4%増）でした。1日平均79人（前年度比で0.2人増）で、業務予定量に達する実績となった。通所利用者は、年間延べ1万1,184人（前年度比で257人減、率にして2.2%の減）であります。1日平均35.7人（前年度比1人減）で、業務の予定量を3.3人下回る実績となりました。なお、町内の入所者数は2万1,125人で全体の73.1%を占め、通所者は8,766人、78.4%であった。入所者定員利用率は98.7%で、前年度より0.2ポイントの増となった。これらの

年間利用者の数値は、次表のとおりであります。

イ、収益的収入および支出。老健事業収益については、入所収益 3 億 6,018 万 3,000 円、通所収益 1 億 1,347 万円、その他事業収益及び事業外収益等 1,732 万 5,000 円、計 4 億 9,097 万 8,000 円（前年度比 378 万円減、率にして 0.8% 減）で、老健事業費用においては事業費用 4 億 7,583 万 8,000 円、事業外費用 1,212 万 9,000 円、計 4 億 8,796 万 7,000 円、前年度比 397 万 1,000 円増、0.8% の増であります。収支で 301 万 1,000 円（前年度は 1,076 万 2,000 円の純利益）の純利益計上となったものであります。この結果、当年度未処理欠損金は 7,373 万 5,000 円となり、翌年度に繰り越しました。

ウ、資本的収入および支出。資本的支出においては、資産購入費 551 万 2,000 円及び企業債償還金 2,427 万円の計 2,978 万 2,000 円となり、不足額 2,978 万 2,000 円については、過年度分損益勘定留保資金で補填した。

エ、従事職員体制。職員体制については、専任として看護師 9 人、准看護師 5 人、理学療法士 2 人、作業療法士 2 人、管理栄養士 1 人、介護福祉士 7 人、事務職 2 人の計 28 人で、その他嘱託及び臨時職員を含め 65 人で業務に当たった。これらに伴う事業の経営分析結果の前年度比較状況は、次表のとおりであります。

経費の総額は、9,118 万円（前年度 9,330 万 3,000 円）でありました。光熱水費、燃料費の減額があり、前年度比 212 万 3,000 円、2.3% の減となった。総事業費に占める割合は、18.7%（前年度は 19.3%）でありました。0.6 ポイントの減となりました。なお、経費内訳の前年度対比は、上表のとおりであります。

意見といたしまして、平成 27 年度の業務量は、入所 2 万 8,896 人、前年度比で 126 人、0.4% の増であります。通所 1 万 1,184 人、前年度比で 257 人、2.2% の減で合計 4 万 80 人、対前年度比で 131 人、率にして 0.3% 減となった次第であります。収益的収支においては、事業収益 4 億 9,097 万 8,000 円、事業費用 4 億 8,796 万 7,000 円となり、当年度純利益 301 万 1,000 円であった。通所で、利用者数、収益が減少している一つの要因として、近隣に同様施設がふえたことと、介護報酬の改定により収入減につながった。今後は、当施設の特色としての医療との連携やサービスのよさの発信に努め、利用者の確保により収入の増を図り、累積欠損額の解消につなげてほしい。

（4）訪問看護ステーション事業会計。総括事項。業務予定量は、1 日平均利用者数を 31 人（前年度比で 1 人増）とし、年間 243 日の訪問看護を予定とした。また、24 時間緊急連絡体制を継続して実施し、利用者ニーズに応えた。

ア、利用者の動向。訪問看護は、延べ 3,188 人（前年度比で 88 人減、2.7% の減）であります。1 日平均 13.1 人、前年度比で 0.3 人の減、率で 2.2% の減であります。訪問リハビリについては、年間延べ 3,632 人（前年度比 6 人減、率にして 0.2% の減）、1 日平均 14.9 人、前年度も同様でありました。合計延べ 6,820 人、1 日平均 28.0 人と業務予定量を平均 3 人下回った。

イ、収益的収入および支出。収益的収入においては、業務収益及び事業外収益で 5,608 万 3,000 円（前年度 6,045 万 4,000 円）収益的支出においては事業費 5,445 万 5,000 円、前年度は 5,655 万 5,000 円であります。当年度純利益は、前年度純利益は 389 万 9,000 円でありましたので、当年度は 162 万 8,000 円の純利益の計上となったわけであります。また、総事業費用 5,445 万 5,000 円のうち、主たる費用は給与費 5,003 万 3,000 円（前年度は 5,130 万 2,000 円）でありましたので、費用全体の 91.9%、前年度は 90.7% を占めていました。その結果、前年度繰越剰余金 3,536 万 8,000 円と合わせて未処分利益剰余金は 3,699 万 5,000 円となり、翌年度へ繰り越しました。

ウ、資本的収入および支出。資本的支出においては、資産購入費253万6,000円となり、不足額253万6,000円においては過年度損益勘定留保資金で補填した。

エ、従事職員体制。従事職員は、看護師3人、理学療法士2人、作業療法士1人の6人、その他嘱託看護職員1人で業務に従事した。これに伴う事業の経営分析結果の前年度対比は、次表のとおりであります。

意見といたしまして、平成27年度の業務量は、訪問看護、訪問リハビリ合わせて6,820人で、1日平均28人となり業務予定量より3人下回りました。収益的収支においては、事業収益5,608万3,000円、事業費用5,445万5,000円で、当年度純利益162万8,000円となりました。当事業は利用者の期待の高い事業なので、人的充実を図り、さらに事業発展を望むものであります。

以上をもちまして報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 大変ご苦勞さまでございました。

以上をもって町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより町長の提案理由及び代表監査委員の監査報告に対する質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 決算審査、大変ご苦勞さまでした。

監査委員さんは昭和55年から議員として二十数年間、その中で監査委員の経験もされてきたわけなんですけれども、ちょっとこのことについては決算の質疑のほうでやりますけれども、ちょっとだけ12ページの、一般会計のね。12ページ、教育費②「また、マンパワー不足が感じられたので、上司や人事担当者と十分に協議し解決を図りたい」と、これどこの部門なのかというのをちょっとだけ。

それから、まとめのところで「事務処理に企業的感觉が多少欠けているのではと感じた」とあるんですけれども、議員としてずっと見てこられて、それから監査も経験されて、久しぶりの行政事務の決算審査と書かれているわけなんですけれども、書いたとおりでよと言われればそれまでなんですけれども、もうちょっと厳しいご意見があったんでなかるうかなと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。役所の仕事ということを経験して見てきて、それから今回別な見方で、監査ということで全部担当部署の方々に聞き取りとかをして感じたことがあろうかと思うんですけれども、やっている業務でこれはそのまま推進してほしいとか、こんなところはどうも住民の生活、その支援とか効果というのが見られていないのもあるんでなかるうかと思うんですけれども、そういった点での乾燥でよろしいですから、ぜひ書いてあるとおりなどと言わずに率直な感想をお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） マンパワー不足につきましては、どの部門ということなく、14課でしたか、全ての課を聞き取りしたんですけれども、一、二の課を除き、教育関係だけじゃなくマンパワー不足が感じられました。ただ、私は事務を担当したことはございませんので、どの部分にどのようなマンパワー不足によつての障害が事務的に支障をきたしたとかということまではうかがい知ることはできませんでした。

ただ、ちょっと古い話ですけれども、アスベストの処理問題とか箕岳中学校の改修においても、忙しさのあまりから注意がちょっと足りなかった、もう少し注意深くその事業を見ていれば防げたのではないかというような思いをいたしまして、その他の事業においてもそのような感じをしたもので、あえて教育委員会だけが特殊としてマンパワー不足が感じられたということではございませんでした。間違いなく教育委員会でも少し人

員が足りないなという思いはいたしました。

ということで、このことがということについては、時間的な制約もありましたので、ちょっと調査をするには至っておりませんので、この後、決算の報告がありますので、事務ごとに議員のほうから質問していただければというふうに思われます。ちょっと足りませんか。

それから、企業的感觉が多少欠けているというのは、駄弁になりますけれども、約10年ぶりぐらいに行政事務を見たわけでございますけれども、当時から行われている事務、新しく導入された事務、その中にもやり方が変わったもの、さまざまなものを見させていただきました。まさに今浦島というような感じで、「こんなことだったのかや」という思いがいたしました。そういうことで、現状の事務のとり方を把握することに時間がとられて、なかなかこのことについてという事業までは抽出することはできませんでしたが、いわゆる一般的に言われる事業、企画、立案、執行するまでの間に職員が費用対効果、投資とのバランスですね。これをどの程度まで追求してこの事業を進めてきたかということについては、ちょっと。企業と同じくやれとは言いません。企業的感觉で、企業を運営するのと同じような感覚で、コスト意識をもう少し徹底してほしいなというものが二、三ありました。これも、先ほど申し上げましたように、どの部門についてということまでは抽出することができませんでした。

これでよろしかったですか。あとまだありましたっけ。（「いいです。2点です」の声あり）以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） そのマンパワー不足ということなんですけれども、例えば具体的にそこにもっと人が配置されていれば、例えば住民のサービスが向上されたとか、そのために、人がいないために住民に、迷惑をかけたとは、そこまでは言いませんけれども、本来受けられるサービスがちょっと欠けたんでないかという、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 事務執行において、マンパワー不足によって住民サービスが欠落したというような事実までは見つけかねました。私を感じたのは、もう1人か2人、ここに人員が配置されていたならば、さらに充実されたサービスが行われるであろうというふうに感じた次第でございます。ですから、各所に「事業の充実を図られたい」というふうに結んだ事業がございますけれども、それらも充実をさせるためには適正な人員の配置、それらについては人事管理者がその課の事務量等を勘案しながら、適正な配置を心がけてほしいということによって、さらに事務のサービスが充実されるものというふうに感じた次第でございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかにございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） どうも長時間、監査お疲れさまでございました。私は2点についてちょっとお伺いします。前の質問者ともダブるんですけれども、一般会計、特別会計の分で7ページの分ですね。事務量に応じた条約定数の見直しの件と、それからメンタル的不調者ということであったわけですが、今前者が質問したマンパワー不足にもちょっとかわりがあるのかなと思っているわけなんですけれども、その中での「職場内の風通し」というかそういう言葉が使われているんですが、監査委員さんが感じられた「風通し」とはどういうことを指しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいのが1点。

それから、8ページになりますが、高齢者福祉複合施設の指定管理について「制度が適正に運用されているが疑問があるので、他の方法を検討されたい」ということですが、もう少し具体的な説明はいただけないでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 7ページの件に関しまして。マンパワー不足につきましては、先ほど前者、8番議員にお答えしたとおり、ほとんど全課にわたってもう少し、もう1人なり2人なり人員が補充されれば、もっとさらなるサービスの充実が図られるのではないかというふうな感じがします。どの部分がどうということじゃなくて、前者と答えは同じでございます。

それから、メンタル的不調者については、ちょっと人的なことなのでちょっと言葉遣いに気をつけなくちゃいけないですけれども、間違いなくこういう関係の体調不調者が出ております。これ、他の議員さんにもちょっとお茶飲みに話されたんですけれども、前年度と同様の文章なんです。これ。それで、「同じということはねえべや」というふうにその議員さんからお話を受けたんですけれども、私は傾向については前年度と体制は変わっていない。体調不良者が出るということは、要するに課内の、いわゆる不協和音とかなんとかとは言いませんけれども、何かととにかくあるからメンタル的不調者が出るというふうに感じたので、この点についてさらに専門家の意見を聞くとかんかして、役場全体でこれは改善に向けて検討しなくちゃならない事項ではないかと思われました。いわゆる内部的な対策での抜本的な改善ということだけでは、なかなか解決できないんじゃないかなというような思いもいたしました。

それから、8ページの高齢者福祉複合施設の指定管理についてですけれども、2番議員さん、その部門を担当したこともあるかと存じますけれども、ちょっと固有名詞は忘れても、いわゆるゆうらいふの施設の中の一部に通年使用されるのじゃなくて、私の聞き取った範囲内の感触でございますけれども、いわゆる緊急避難的にさまざまな制度にすぐに乗れないような状態になった人ですね。擁護してあげなければならないような状態になった人を入所させるという施設で、ただしいつそれが発生するかわからないので、人員配置とか設備的には通年いつでも使用できるようにしておかなければ、人員の配置も含めてね、行わなければならないということで、費用は12カ月かかるけれども、実際使われるのは数カ月とか数日ということもあるかもしれない、1年かもしれないというような施設が、ゆうらいふの一部にありました。それが、指定管理者制度という制度で、その事業を委託するのはいかなものかと。

議員もご案内のように、指定管理者制度というのは、施設の利用向上とそれから経費の削減、そういった目的を持って指定管理者制度に乗せて施設の管理を委託するという事業と私は理解しております。しかし、そのような状況の中で指定管理者制度というのはいかなものかと。もっと別な手法での業務委託という形をとるべきではないのかなというふうに感じましたので、このような文章にした次第でございます。

そのほかにも各所に指定管理者制度について記述しておりますけれども、現在7つの施設を指定管理者制度で施設を管理しておりますけれども、そのうち幾つかの施設が果たして指定管理者制度に、適切な委託の仕方かなという、指定管理者制度から見てという思いがいたしましたので、各所にそのことは書いてあります。この施設についても決して指定管理者制度に沿ったものとして適正な処置の仕方とは言えないというふうに感じましたので、このような記述にいたしました次第でございます。

○議長（遠藤稜雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 監査委員さん、どうもご苦労さまでした。監査委員さんに2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、一般会計の3ページ目の財政分析の指数で、次の報告で特に問題はないとしています。財政力指数の0.34でずっとこのところ推移しております。平成23年度あたりは0.36ぐらいで、このところずっと、3年間の平均をとると0.34。これに対して、こういった財政力で今後の涌谷町はどういう影響力を与えていくのかということについて、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、経常収支比率75%以上が望まれるとしておりますけれども、このところ90%でずっと推移しております。一時80%台に、平成二十二、三年になっている状況もありますけれども、この数字の状況を見ていくと、計画の変更あるいは財政再建を考えながら進めていくのがいいのではないかと私は思いますが、この辺に対する意見がありましたら、もう一考、教えていただきたいと思います。当然、一番下の実質公債費比率もこのところずっと上がってきてまして、今回10%を超えました。18%で起債制限がされるという状況になるので、この辺も要注意の判断をされてお話をされると、非常にわかりやすいかなと思います。こういった指数の分析から今後の町について、代表監査委員さんがどういうふうに一考、考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、2点目は、今の大橋町長は子育て支援や若者のほうに投資をしながら町を活性化したいとそういうお話でありました。12ページの今のちょっと保育関係の事務が教育部門から変わるということで、ここに対する変化に対してもう少し所見を入れていただいて、提案を……。 （「①の部分ですか」の声あり）①ですね。この「保育関係の事務の一部」というのが違和感を感じていますということでしたんですが、このこととそれから町長が今後進めようとしている子育てをしっかりと支援体制に持っていくというところに対する意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、前者の方々も各事業の見直しあるいは民間の委託ということと、総括でも語られていますが、企業的感觉で多少欠けていたというふうなことから、あるいは努力と工夫が必要ということで監査委員さんが述べております。これは、職場風土の問題なのか、あるいは体質なのか、もう一考突き詰めてお話をいただければ私はいいいのかなと思います。その辺の意見を代表監査委員さんにお伺いします。

○議長（遠藤稜雄君） ここで時間を1時間延長しておきます。代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 財政分析指数の推移の表についてでございますけれども、この表の細かい数字については事務当局に確認をしていただきたいと思いますが、私が見た感じでは決していいものではないかもしれませんが、だからといって直ちに涌谷町の財政が行き詰まると、あるいは破綻するというような状況ではないけれども、事務方としてはこの数字の改善に努力していただければという程度の感触でございました。決していい状況ではございませんけれども、そういう感じでした。

次に、教育委員会の保育事務の一部が福祉課に移管されたということに対する違和感ということについて、どういうことの違和感を感じたかということによろしいですね。私は、さくらんぼこども園ができることがきっかけだったと記憶しておりますけれども、当時、議員もご案内のとおり保育所は、昔の厚生省と、幼稚園は文科省、それから涌谷では認定をとっておりませんが認定こども園になると内閣府というように省庁が

3つに分かれます。それがそのように事務がとられてきたのが、さっき言いましたように、たしかさくらんぼこども園がきっかけと思いましたが、福祉課から保育所部門の事務を教育委員会に移管したというふうに記憶しております。それで、私が当時、個人として感じられたのは、同じ年齢の子供を保育所にするか幼稚園にするかによって、親は迷ったり、どの施設がどのような特色を持っているのかということを知り得るのに、1カ所でそれが処理できるという話を聞いて理解を深めることができるようになって、大変好ましいことだなというふうに感じておりました。ところが、このたび、ここにも書きましたように、今年度からどのようなために福祉課に、幼稚園部門から離して保育所部門の事務がそちらに移ったのかということまでは調べかねましたけれども、それはやはり、さっきも申し上げましたように、サービスを受ける側として、いわゆるさくらんぼこども園にも子供を預けるとすると、出口は1つなのに入り口が2つに分かれてしまったという、そういう感じで、どうもそこに違和感を感じたということでございます。

ことしから始まったわけでありますから、直ちにもとに戻せとは言いがたいんですけども、そのように違和感を感じたのは、もし私だけでしたら私の考えが間違っているということでございますけれども、私としては、もしそのサービスを受ける側としたならば、やはり1カ所で用が足せることが理想ではないかなというふうに思いました。そのようなことで、「違和感を感じた」というふうに述べたわけでございます。

それから、企業的感觉でしたっけ。企業的感觉につきましては、さっきも申し上げましたけれども、特にこの事業についてこうということまでは、調査しかねました。先ほどと同じことになると思うんですけども、事業を運営するときにやっぱりコスト意識をもう少し持ってほしい。この予算書に載っている金は、1円たりとも、いわゆる町民の皆さんが納めた税金でありますから、それを効果的に使う。そして、そのことをちゃんと町民に知らしめて、あなたの納めた税金はこのように使われておまして、町民サービスの向上に役割を果たしておりますよというふうなことをきちんと示すことによって町民も理解するであろうし、このようなサービスを受けるためにはこれだけの費用がかかるんだという意識も町民に持っていただけたらと思います。ですから、そういったふうにもう少し町民にも、企業を運営する人らはそうですね。物を売るにしても買うにしても、一個一個の基本的な価格から計算をして、自分たちのやっていることにどれだけの経費がかかって、どういう価格で物を売ればどうなるかということまで計算しますから、そういったようなことにちょっと感覚が欠けているのではないかというような認識でございました。以上でございます。

○議長（遠藤 積雄君） 1つ、幼保分離というような形の中で、町長の子育て支援に対してどのような影響を与えるかという監査委員の感想も聞かれています。

○代表監査委員（遠藤 要之助君） そのことは、町長も幼児教育については相当の関心を持っていらっしゃるように感じておりますので、そのような考えでいる町長がこのように事務を2つに分けたということについては、今後事務の推移を見て、28年度事業においてそれについては教育委員会、町長部局等に調査を進めていきたいというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、今事務が始まったばかりでございますので、どのようなふう利用者側に支障が出ているかということまでは調査をいたしかねましたので、今後の事務の推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。日ごろの町長の話されている幼児教育といいますかそのことについて、ちょっとそれにも違和感を感じたというようなこともございますので、それなりにそれを乗り越えようとするために行われた機構の改革であろうというふうに思われますので、その点については事務の

推移を見てまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 2回目。私も監査委員さんの報告を非常にいいご意見だとは思っておりますけれども、やはり将来のことを考えた場合、もう少し財政の健全化のところと言及されてもいいのかなと思いました。これは私の考えですから、監査委員さんがどうのこうのじゃなくて、数字から見て我々が判断すればいいことかなと思いました。

それから、今の子育て支援もそうなんですけれども、各課の連携というか、職場風土的にまちづくりであったりそれぞれの建設課であったり、事業1つするにしても連携がうまくいっていない点、そういう企業感覚というか、一企業であれば1つのプロジェクトに何課も参加して仕事をするというのが、大体同じですね。福祉であろうが教育課であろうが、やはりその点をどういうふうに見たのかなというところをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 課の横の連携ということでよろしいですか。そのことについては、私もさきの8番議員が話されたように、議員当時から感じていたことでもございましたけれども、いわゆる役所というのはセクション主義に陥りやすいんですね。ですから、縦の情報の流れはきちんとしているのかもしれませんが、横の連携は必ずしもいいとは言えません。そのいい例が公民館と箕中のアスベストの処理問題で、あれがもう少し建設課、教育委員会との横の連絡が綿密にされていれば、あそこまで問題が大きくならなかったのではないかなというような思いもいたしております。

ですから、今後とも課の横断的な情報の連携ということは大切なことだと思います。その件については、報告書には書きませんでしたけれども、監査の際に、それぞれの課において話を聞いた際に、口頭では話したつもりでおりますけれども、これも今後の推移を見てまいりたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 時間もないのでやめようかと思ったんですが、まず提案理由について町長に1点だけお聞きしておきたいと思います。

4ページのほうに書いてあるんですが、「延長保育の実施や放課後学童保育を実施するなど、子育て支援の充実に努めてまいりました」とありますが、町長は27年から町長に、夏からなっただけでございますけれども、その時点でも子育て支援の中で一番、今危惧されているのが、東京都の知事もそうでしたけれども、待機児童の問題であります。就任した時点でもそういった形はあったわけですが、その辺がここの部分には出てこなかったの、自分としてその部分をどう考えているか。東京都知事は、1カ月就任後でもう今、手をつけるということで動き回っておりますけれども、その考えをちょっとお聞きしたなということが1点です。

次に、監査委員さんにつきましては、先ほど何カ所かについて指定管理のあり方について、その効果に疑問があるというふうな書き方をしておられます。今後の施設の有効利用向上について検討されたいと。ただこれだけを見ると、何かその施設で問題があるのかなと、あったのかなとかというふうに私はとりました。それで、ある程度事前調査で確認に行っていました。特に私は問題は感じなかったし、担当課に聞いても「今のままでいいんでないですかね」というようなお話も聞きました。ですから、監査委員さんが感じたその疑問だと

感じた部分を、土づくりセンターの部分だけでもいいですから、そこを教えてください。この2点をお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後3時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 指定管理者についてでございますけれども、議員もご案内のように今7つの施設を指定管理者制度に乗せて委託しております。そのうち、私が調査した範囲内では、指定管理者制度に沿っていると思ったのは、研修館世代館、それから温泉、ろまん館、この3つの施設は指定管理者制度にのって事業を行って、さっきも申し上げましたように施設の利用向上、それから経費の軽減、これがその目的に向かって管理者も一生懸命努力しているなという思いをいたしました。その内容については、またいろいろありますけれどもね。その指定管理者制度に乗っているのはこの3つだなど。

それから、さらに先ほど申し上げましたゆうらいふの中での施設、それから上地区、中地区のコミュニティセンター、それから土づくりセンター、これについては今後、協定書をまだ見ておりませんが、協定内容等をつぶさに見まして、今年度の監査の際に伺った内容としては、その指定管理者制度としてはいかがかという思いをいたしました。

そのうちのご質問の土づくりセンターにつきましては、議員が現場を見られてどのように感じられたかはわかりませんが、いわゆる指定管理者になっている人が指定管理者制度とは何ぞやということを理解していないような状況でありました。指定管理者の代表者である方、私知り合いでございますので、途中でお会いしたときに、立ち話的でしたけれども、いかがですかというお話を聞いたときの受け答えの中で、「ああ、この方は指定管理者制度とはどんなことかということを理解しないままにそれを受けているんだな」というふうな思いをいたしました。それで、所管課の話を聞いたときに、所管課ではいわゆる指定管理料を払っていないんです。土づくりセンターにはね。金かけていないんだから、指定管理料を払っていないんだから、そして受けた人たちもちゃんとやっているんだから、それでいいのではないかなという思いで、要するに前任者が……。もう10年になりますから。これらもね。10年来、その制度をつないできたわけですから、それで今まで何も支障がなかったからいいのではないだろうか、お互いそういう思いであります。しかし、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度には施設の利用向上と費用の軽減がありますから、費用の軽減についてはつながっていると思いますけれども、施設の利用向上ということについてどのようにこれまでも、これからも向上されていくのであろうかというものは、うかがい知りませんでした。

よって、先ほど報告書には補助金、負担金については今後の監査課題だというふうに記載してありますけれども、指定管理者制度も同様であります。今後、7つのうち4つについてはさらに詳細を調べて、別の委託制度を模索するべきであろうということについては、そのように指摘していきたいと思っております。

それから、さらに生涯学習課で担当している体育施設がございますが、これらについても今は直接管理しておりますけれども、指定管理者制度を使ってよりよい施設の利用向上を図られるべきであろうと。直営よりも民間委託したほうが、経費も節減できるのではないだろうかというような思いで意見の中にも書いた次第でございます。これらについては、さらに検討、調査を深めていかなければならないので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。これにて質疑を終結いたしますが、なお本件については議員全員により構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに対してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本件については議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。

◇

◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後4時04分